

## はじめに

柳澤 敏勝 （明治大学商学部教授）

『韓国社会的経済調査報告』は、2015年9月16日から9月18日にかけて実施された韓国でのヒアリング調査のまとめである。この調査は、科学研究費助成事業基盤研究（C）（一般）「社会的排除に対する社会的連帯経済の役割に関する日韓比較調査」（課題番号15K03969）（研究代表者：柳澤敏勝）（研究期間 2105年度～2018年度）に基づく研究活動の一環である。

この調査に参加したのは、研究分担者である小関隆志（明治大学経営学部教授）、久保隆光（明治大学商学部助教）である。研究協力者として熊倉ゆりえ（明治大学商学部助手・同大学院博士後期課程）および朴貞仁（立教大学大学院博士前期課程）が参加した。なお、研究分担者である中川雄一郎（明治大学政治経済学部教授）は急病により急遽、参加を取りやめることになった。

科研費の計画調書では本研究の目的を次のように述べている。

「本研究は、社会的排除問題に対処するうえでの社会的連帯経済の役割について日韓の比較研究を行うことを目的としている。日韓に共通する新たな社会問題は、急速に進む少子高齢化や、非正規・非典型雇用の増大などに伴う社会的排除である。この社会的排除問題を対象として、地域社会に密着しながら一定の仕事を生み出している社会的連帯経済組織、とくに社会的企業や社会的協同組合について日韓双方の調査を実施し、比較研究することが具体的課題である。韓国においてはこれらの社会的排除問題に対処するために、社会的企業育成法や社会的協同組合規定（協同組合基本法）が制定され、法制度および社会制度の整備が進められたが、わが国ではまだ手つかずの状態である。両国の比較分析を通して、社会的連帯経済の役割について検討する。」

「本研究は市民の連携による社会問題解決に向けた社会的連帯経済に関する日韓の比較研究である。この研究目的を達成するために、複数年にわたって実態調査を実施する。韓国在住の研究者の協力を得ながら、日韓両国における社会的連帯経済の実態調査に取り組む。具体的な調査対象は、社会的排除が典型的に現れている領域（貧困層、障がい者、失業中の若年者、高齢者等）での両国の市民が連帯する取り組みである。この目的を達成するために、研究分担者の専門領域を前提とした調査研究を実施し、それぞれの研究成果の統合化を図る予定である。」

「本研究組織を構成する研究者は、平成 24 年～平成 26 年に、日英の社会的連帯経済組織に関する研究に関わって、社会的企業について事前の調査をおこなってきている。具体的には、ロンドン東部地域の社会的連帯経済組織（Account 3、Bromley-by-bow Centre など）、地方都市サンダーランド（イギリス北東部）の社会的連帯経済組織支援のための中間支援組織（インフラストラクチャー組織）である SES（Sustainable Enterprise Strategies）、および行政とのパートナーシップについてなどである。本研究では、これまでの事前の調査を踏まえて、韓国の聖公会大学等の研究者の協力を得ながら、日本との比較研究のための調査を実施する予定である。例えば、社会的企業を支援する法律を持つ韓国において、貧困者も多く荒廃した地域において活躍している数多くの社会的連帯経済組織のヒアリング調査を行い、具体的に、社会的連帯経済がどのような組織と機能をもち、どのようなプロセスで社会的包摂の実践を行っているのかを明らかにする。「社会的経済基本条例」制定（2014 年 4 月）にみられるように、市民が連帯する多様な組織を支援する体制をとっているソウル市を調査の主なフィールドとして、想定している調査対象は、社会的企業、社会的協同組合、自活事業団、マウル共同体企業などである。これらの社会的連帯経済組織について実態調査を実施する。」

こうした研究目的を達成するための前提として、今回の訪韓調査は、社会的連帯経済に関する基本的情報の整理を課題としている。そのため、第 1 に、韓国社会的企業振興院を訪問し、社会的企業振興院が成立する過程やその役割、および今日の社会的企業の実態について

基本的な情報を得ることとした。次いで、これまでの情報確認の下で、社会的企業をはじめとする社会的連帯経済について最も詳しいであろう研究者たちから専門的知識を得ることを課題とした。訪問しインタビューを実施したのは、次の方々である。

JaeHyun Kim（金才賢）教授（建国大学 College of Life & Environmental Sciences）

JongGul Kim（金鐘杰）教授（漢陽大学国際学大学院）

Jang SeungKwon（張承權）教授（聖公会大学 大学院協同組合経営学科）

なお、この他にも社会的企業振興院前院長 Jae Gu Kim（現、明知大学ビジネススクール教授）、Jeon Young Soo 教授（漢陽大学）、Moon Yu Sik 氏（ソウル支庁）、Hojung Yun 氏（韓国国会議員）と面談する機会を持つことができた。

いずれのインタビューにおいても有意義な成果を得ることができたと考えている。

以 上

## 調査行程

### 9月16日(水)

9:15 成田空港発 11:35 金浦空港着

16:30 - 18:00 韓国社会的企業振興院ヒアリング

### 9月17日(木)

11:30 建国大学校 金才賢教授 ヒアリング

17:00 漢陽大学校 金鍾杰教授 ヒアリング

19:00 同大学 社会的経済専攻の学生・社会人の勉強会にて、柳澤教授の講演

### 9月18日(金)

10:00 聖公会大学校 張承権教授 ヒアリングおよび研究交流打ち合わせ

16:20 金浦空港発 18:35 成田空港着



## 1. 韓国社会的企業振興院

2015年9月16日(水) 16:30-17:45

韓国社会的企業振興院会議室にて

- 計画・管理部チーフ・ディレクター チェ・ヒョクジン (Choi, Hyuck-Jin/최 혁진)氏
  - ソン・クワンチョル(Song, Kwan-Cheol/송 관철)氏
- 《通訳》
- イン・ジョン(Lee, Eun-Jeong/이 은정/李 恩禎)氏
  - キム・ヒェスク(Kim, Hye-sook/김혜숙/金 惠淑)氏

### 1. 訪問の趣旨

柳澤：基本的な訪問の趣旨は、韓国の進んでいる点について勉強したいということだ。

韓国では社会的企業育成法が制定されて制度設計がなされてきたが、この10年間の韓国の動きについて勉強したいというのが、今回訪問した基本的な目的だ。

格差の拡大とか、高齢化という問題を日本社会は抱えているが、韓国でも同じような状況だと思う。けれども日本の社会はお互いに助け合う仕組み作りには成功していない。韓国で、どのように社会的経済の社会全体の制度設計をしているのかを知りたい。その勉強をするために日本政府のお金をもらって研究するという事になっている。

第1に、日本では韓国と違って日本の政治家の感性というか、認識が非常に甘いと思う。ここ10年間、韓国で人々が助け合う仕組みの法律の整備をしてきたが、日本ではその逆を行っている。その典型が安倍政権だ。これでは日本の社会はもたない。韓国ではどのような議論をして制度を整備してきたのかを強く知りたい。

私の個人的な経験だが、イギリスのロンドンと地方都市において調査した2003-04年に韓国の調査団と遭遇したことがある。その時に話はしなかったが、なぜ韓国の方々がロンドンやサンダーランドに来て調査をしたのか不思議だった。その後2006-07年に社会的企業育成法などいろいろな制度ができた。ヨーロッパなどで勉強して制度設計してきたのかと改めて思った。私自身、非常に強い興味を持っている。

そういうことを前提にして、韓国の中でどのような認識・議論がなされて社会的企業育成法、協同組合基本法、社会的経済育成法案ができたのか、アウトラインを教えてください。

第2は、韓国も日本も急速に高齢化が進んでいる。高齢者をサポートするためには社会保障制度だけではなく、人々の助け合いの社会の仕組みが必要になってくる。それが社会的協同組合や社会的経済ということになってくる。そういうお年寄りをサポートするた

めの仕組みがどのようになっているのか、韓国で調査をしたい。来年度調査したいと思っているが、そういうことをしている典型的な事例があったらぜひ紹介していただきたい。

## 2. 社会的企業育成法制定の歴史的背景

チェ：韓国が社会的企業という法制度や政策が作られた背景にはIMFの金融危機や景気低迷、大量失業など韓国の経済状況が多くの影響を与えた。こうした様々な要因によって社会的合意を通じて法案が推進された。

先に失業問題に対する政府の短期財政支援の雇用事業が安定的でないために、持続可能なモデルが必要という問題意識が政府や市民社会にあった。

二番目は少子化や急激な高齢化に対する代案システムや対策が韓国社会に必要なだという問題意識があった。

三番目はグローバル環境の中で今後、市場や国家の経済事情が良くなっても十分に新しい雇用の機会を提供することは容易ではないために、そこに備えられる第三の雇用空間の創出が必要だという議論があった。その場合、政府は高齢化等により、積極的に増える福祉需要に応える新しい福祉デリバリー・システムが必要であるが、民間の営利システムを中心にこれを再編することは、非常に社会的に危険である。

非営利的かつ公益ビジネスが可能なグループが、韓国社会においてこそ、政府財源と結合、あるいは新たな社会的欲求と結合して安定的なサービス体系が構築できる。その中で相当な新規雇用が作られるという様々な議論が社会的企業に連結された。

柳澤:それを調べるために政府はヨーロッパに調査団を出したということはあるのか。そこが日本とはすごく違うところだ。

チェ：失業対策に対して政府や市民社会の協力は2003年から本格的だった。その過程で民間の専門家らが政府の財政雇用、短期雇用の限界を越えるためには欧州の社会的企業の経験を学ぶ必要があるという提案があった。それに政府が財政及び様々な研究事業を支援した。



チェ・ヒョクジン氏

柳澤：日本も同じ状況だが政府や政治家はそういう発想にはならない。それが日本と韓国の非常に大きな違いだと思う。

チェ：保守政党や進歩政党が社会的企業の政策について好意的要素があった。それを市民社会が両党によく提案した。

保守政党の立場では、“社会的企業が活性化されれば、国家の福祉財政に大きく貢献することだ。国家の財政圧迫を減らしてくれるだろう。大きな政府に行かなくても良い。”という論理である。

進歩政党の立場では、“社会的企業がコミュニティのレベルの共同体や連帯意識を強化させてくれるだろう。市民意識を強化する。社会の非営利的性格が強化され、過度に利潤中心の市場へいくものを一定程度牽制できるだろう。”など、このような論理が進歩政党にとってとても魅力的な要素になった。

保守、進歩の両党にとって、社会的企業が敵対的になりうる側面もあったが、保守、進歩の穏健派らは支持することができた。もちろん、急進的な党派は、保守、進歩の両党すべて反対をしたが、穏健派らは積極的に支持できる社会的合意を可能にした。

韓国の政治状況を見ると、韓国政治は政治家が変わっている。その過程で保守政党や進歩政党で、市民運動の経験を持った人を迎え入れている。そのため市民社会のアジェンダだったものが政治に反映される速度が相対的に速いし、政策を加速させるのに大きな貢献をしている。その間何度も政権が変わったが、政権を握った各政権の与党内に市民運動に対する経験や、（市民運動に）好意的な市民運動出身の政治家、及び民間から登った高級官僚たちがあり、彼らがとても重要な役割を果たしてきている。

柳澤：日本は保守も、野党もどちらもネオリベリズムの考え方が非常に強い。韓国の保守の人たちが国家財政を使わずに市場に任せるわけではないが、人々の相互の助け合いによって国家財政の圧迫を避けようとする。日本の保守派は全部自己責任で、「self-help でやりなさい」と考える。

というのは、残念ながらコミュニティを大事にしようという考え方では必ずしもない。なぜそうなったのかは不思議だが、韓国の政治家の考え方と大きく違っている。日本はこれからどんどん取り残されていけよう。今後数年間したら日本から韓国に「教えてください」と行くようになるのではないかと思います。

日本から韓国に教わりに来ているのは協同組合や市民運動の人たちだ。しかし政府や政治家が韓国に学びに来ているのでは全くない。それがとても残念なことだ。

チェ：韓国は長い間、英米型経済モデルをして来たために、イギリス社会が社会的企業・社会的経済の分野について多くの関心を持っているのは、韓国にとってはかえって受け入れるのに簡単な側面があった。

他の面で日本は一定程度、内需も大きく、内部で経済的に解決しなければならない課題が多いため、対外的な関心が相対的に落ちる可能性もあるだろうが、韓国はそうでない状況でOECDの主要諸国の動向を積極的に見ようとする傾向が強く、それが経済政策だけでなく社会政策にも積極的に導入するようになった背景だと考えられる。

柳澤：日本はアメリカがモデルのネオリベラリズムだ。うらやましいことだ。

チェ：2003年、初期には研究を通じて学んだが以後はほとんど毎年、政策研修や研究者たちが世界各国の様々な社会的企業や社会的経済モデルをベンチマーキングしてきている。その結果、今では市民社会内で、社会的企業の底辺が非常に多様化して、従来の政府が作った法の外にいる組織をどのように私たちが社会的企業で包容するかがとても重要な政策的課題となっている。世界各国で様々な社会的企業の経験を見てきた若い研究者らが、そのようなモデルを多く広め、既存の狭い社会的企業の領域を超えて、新しい形態の社会的企業のモデルが多くなった。このような活動をする若い研究者たちをどのように国が認定して成長できる環境を作ってくれるかが今の課題だ。

柳澤：社会的企業育成法のモデルはイギリスのCommunity Interest Company (CIC) Actをモデルにしているのか。

チェ：草創期の韓国の社会的企業のモデルの1つだった。イギリス(CIC)とイタリアの2つを適用して法を作った。以後、ベルギーの社会的なソーシャル・フォーラムをはじめ様々な企業モデル、フランス・カナダのモデルを研究し、それぞれのモデルを勉強してきた若者たちがそのようなモデルを作っている。そのモデルをどのように韓国社会に実際に包容するかが今とても重要な課題となっている。



チェ氏(左)とソン・クアンチョル氏(右)

草創期にイタリアとイギリスのモデルをしたというのが法案に書いてある。例えば、認証された社会的企業のモデルを見ると脆弱階層の雇用型、社会脆弱階層へのサービス提供型はイタリア社会的協同組合のA型、B型モデルだ。地域社会貢献型のモデルは、イギリスのCICから影響を受けた類型だ。

その他に多様な社会的企業モデルが国内に入ったために、「その他型」というモデルを作って社会的企業の認証の範囲を広めている。

柳澤：東アジアは高齢化問題など、同じような社会問題を抱えることになる。韓国は東アジアの社会モデルになるだろう。その意味でも私たちが学ぶことは多いと考えている。

チェ：最近、韓国社会的企業振興院に中国北京大学(行政学科)が訪れた。中国もこちら(社会的企業)を制度化しようととても悩んでいて、韓国、日本、イギリスの三カ国の政策の環境全体の調査を終えたようだ。近いうちに日韓英中4カ国の政策業務担当者間のセミナーを開き、来年には中国政府からG20に社会的企業の部分の政策を提案するそうだ。調査は完了し、冊子で刊行するそうだ。

現在、北京大学で韓国人の博士課程の学生グループが、韓国の政策資料の全体に関する中国語の翻訳作業をほとんど終えた。イギリスに関する作業は既に終わったし、日本の非営利に関する支援体系や法の制度(の作業)もほとんど終わり、韓国(に関する)作業は今後10月末までに完了する予定であり、その内容をもって4カ国会議を開くという。

11月頃に4カ国会議をすれば、だいたい中国が考える計画や4カ国に関する調査比較分析の資料を見ることができるようになるので、大きく役に立つと思う。

### 3. 社会的経済基本法の動向

チェ：社会的企業育成法制定以降の最も大きい変化とは、社会的セクターが自然に政府政策のいたるところで、多くの関係法令を作られたり拡散されているということだ。代表的には、協同組合基本法が制定されて、協同組合の形の企業を全ての産業分野で自由に設立できるようになったこと、法人格としての社会的協同組合を保障することが可能になったという

こと、最近クラウドファンディング法が可決されたということである。社会的企業育成法以前には、政府では想像しにくい部分だったが、社会的企業の拡散によって一連の変化が生まれるようになった。

政府で最も懸念したのは、政府が財政を投入して社会的企業を支援すると、企業の自立的基盤、市民社会の自律性を毀損するのではないかという懸念があった。にもかかわらず政府が財政を投入したのは、韓国は社会的企業に対する市民社会の下支えがなく、文化もない状況で、社会的企業が自立的に資金調達をしたり、企業活動を行うことができる資源を確保することは不可能だと判断した。また、市民社会活動家たちが経済的にほとんど余裕を持っていないために、個人の財源を持ってソーシャルビジネスに乗り出すのも、多くのリスクがあるということが見えてきたので、政府が財政支援をする方向で決定したのだ。政策が成功したと評価する部分は、最近数年間の研究を通じて確認してみたら、政府の財源が終了してから3年経った社会的企業のうち88%が生存している（という点である）。営利セクター（の企業は）創業の3年後40%台半ば程度が生き残ったのに比べれば、2倍近い数値である。そのような面では、政府支援という経験が社会的企業の自立性を毀損したというよりは、創業段階のリスクを解消するのに役に立つと評価している。

柳澤：社会的経済基本法はもう成立したのか。

チェ：まだ成立していない。

柳澤：何か問題があるのか。

チェ：可決できなかったのは社会的経済基本法に問題があることよりは、3~4の法案と一緒に発議された状況だ。社会的経済基本法は、与党が先に発議したものの、野党にとって、より好ましい法案である。しかし、現在、与党が社会的経済基本法と与党に好ましい法案を一緒にして可決させようとするので、与野党の合意がうまくいかない状況である。今国会でどうなるか見守っている状況である。

#### 4. 次年度以降の調査計画と協力依頼

小関：この研究プロジェクトは4年間で、今年は先生方に韓国の社会経済の全体像をお聞きするが、次年度以降は中間支援組織や社会的経済組織を訪問して調査したいと考えている。そのため紹介していただきたい。

チェ：いくらでも研究の方や中間支援組織で中心的な役割をする方々を紹介することができる。事前に連絡をもらえれば、こちらで準備して一緒に懇談会の席も作ることができる。

小関：ありがとうございます。

## 5. その他質疑

久保：私はヨーロッパのフレキシキュリティ（フレキシビリティとセキュリティを合わせた概念）を研究している。韓国の先生方もデンマークやオランダモデルを研究しているが、私はオランダのモデルを研究している。韓国や日本は雇用の安定化、流動化に関心がある。2006年にできた雇用安定のための法律が2つあり、1つは社会的企業育成法で、もう1つは非正規職保護法であると聞いている。日本のレポートを見るとあまり良い評価はないようだが、皆さんはどのように評価しているか。非正規職員を正規職員にするための法律だが、非正規職員の比率は50%ほどで、法律ができてあまり変わっていない。非正規職法について皆さんがどのように評価しているのかを教えてください。

チェ：非正規職が2年を超過した後、正社員への転換比率がとても低いために4年程度まで仕事をするようにしてほしいとする非正規職からの意見が多少ある。しかし、正規職化自体が完全に消え去る問題になるかもしれないという懸念の声もある。今、労働界や政府は交渉をしているが、柔軟安定性の問題を受け入れるならば、代わりに社会的安全網など保障性という装置がいてくれないとかならないが、その部分がある程度まで政府や企業が保障することができるのが実際、立法化で大きな影響を及ぼすだろう。



キム・ヒェスク氏(左)とイン・ジョン氏(右)

例えば、失業保険の強化とかいろいろ保障装置があった際、労働界が柔軟安全性を受け入れることができるだろう。大きな枠組みでは韓国の経済事情で、一定の柔軟安定性の制度を導入しなければならないということを労働界も知っており、すべて反対することはないが、欧州レベルほどの安定装置を国家ができるのかについて各論においては相当の期間、難航があるだろう。

久保：ソーシャル・セキュリティはうまく機能するのか。

チェ：来年から韓国は選挙である。2016年は総選挙、2017年は大統領選挙、2018年は地方選挙で、3年連続大規模な選挙があり、それぞれの選挙で重要な 이슈になると思う。

久保：今年1月あるいは去年12月、正規職と非正規職の中間の「中規職」を作ろうという法案を政府が出したと聞いているが、それは正規を非正規に降ろすためなのか、非正規を正規に上げるためなのか。

チェ：無期契約職とは、企業や公共組織で常時、非正規職を活用していた業種が長期化する場合に、2年ごとに人を変えるのではなく、無期契約職へと転換して、正社員に準じた処遇にするように政府が勧告するという制度である。非正規職問題が労使対立の大きな原因になるから、相当数の公共部分の契約職、パートタイムの中に無期契約職へと転換する人が多い。無期契約職へと転換された後、正規職に転換する機会もかなり生まれる。公共機関は国家で雇用人員を決めておく。しかし、その人数では業務を進めることが難しいため、一部は、非正規職を雇用することになる。常識的に人員の増員の必要が発生する場合には、無期契約職へと転換することができ、無期契約職が長期間持続されれば、政府と交渉を通じて正規職に転換するようになる。

政府事業で無期契約職が一番多く生じる場合は、公共組織で、モデル事業段階のときだ。例えば、韓国社会的企業振興院で振興院固有の政府出願の予算ではなく、モデル事業を政府が委託をする場合がある。数年が経過して成果や国民の反応を見て常時事業になったり、廃棄となったりする。モデル事業に投入する人材は、内部的には人材がないので非正規職で雇用する。モデル事業が3~4年持続され、無期契約職へと人材が転換されているうえ、モデル事業が固有目的事業になると正社員へと転換される。こうした経緯で公共部門に契約職が多い。

特に学校に多い。例えば、学校にいじめ問題が多く発生すると、社会福祉相談の教師が必要なのではないだろうか、本当に効果があると考えた場合、政府がモデル事業として社会福祉相談の教師を配置する。契約職や無期契約職で始めて、何年が過ぎて成果があり、社会福祉相談の教師というものができれば、正規職に転換させる。

## 2. 建国大学校・金才賢教授

2015年9月17日(木) 11:30-12:30

建国大学校 (Konkuk University) 生命科学館 環境社会学研究室にて

➤ 環境科学科教授 キム・ジェヒョン(김재현/金才賢/Kim, Jae-Hyun)氏

### 1. 訪問の趣旨

柳澤：日本には社会的経済をサポートする社会の仕組みが充分育っていないが、ここ10年ほど、韓国では社会的企業育成法など、社会的経済をサポートする法律が作られ、制度が整備されてきている。韓国と同様に日本もバブル経済が崩壊して以降、社会はすごく劣化している。たとえば格差、豊かな人と貧しい人の格差が拡大し、貧しい人が増えていて、国民の6人に1人が貧しい。また、急速に高齢化が進んでいる。

こうした社会問題を前にして、経済成長を前提とした福祉国家・社会を維持していくことは不可能だ。20世紀型とは異なる21世紀型の仕組みを作っていかなければならない。日本は残念なことに政治も行政も動いていない。アメリカ的な新自由主義的な政策がまかり通っていて、個人の自己責任が大前提となっている。日本社会は急速に劣化していく可能性が高い。これに対して韓国はヨーロッパの仕組みを勉強し、社会制度に取り入れている。

韓国もパートタイム比率が高いという状況があり、若い人の就職も難しいので大変な状況であることは間違いないが、社会制度が整備されていくなかで、生きられるスペースが作られ始めている。ソウル市庁舎の中でも若い人が伸び伸びといろいろな活動をしている。そういうことを見ていくと、韓国がここ10-20年勉強してきたことを我々も真剣に学んでいかないといけない。特に社会的企業・社会的経済を比較研究しなければならない。それがそもそもの動機だ。

科学研究費を申請したところ、向こう4年間の研究費を頂戴することができた。今年が初年度で、我々は韓国語が分からない状況ではあるが、韓国の専門の先生からレクチャーを受けることから研究を始めようということで今回訪問に来た。

## 2. 韓国の社会的企業・協同組合に関する法制度の問題

キム：韓国も日本からボランティア活動を学んでいるし、韓国は中央の活動が中心となっているが、日本は地域社会をベースに活動しているので、お互いに学ぶところがあるのではないかと私は思っている。

韓国も中央政府が動いている段階だが、中央政府中心の限界もあるのが現状ではないか。最近では社会的企業育成法に基づいてやっているが、民間ベースで聞いてみると、社会的企業の認証が要らないという人もいる。なぜかというと、認証されて人件費をもらうが、補助金が切れたらその後どうするか心配している。書類の要求がたくさんあって面倒だ。

協同組合基本法に基づく協同組合が増えていることは確かだが、どれくらいの割合が経済活動をしているのかというと、必ずしもあまり多くない。確実なデータはないが、何割にもなっていない。協同組合法人登録数のうち何割くらいしか活動していないような実態だ。

それから、私が心配しているのは、もともと市民運動をやっていたボランティアなどが社会的企業に編入され、ボランティア性がなくなってしまった。社会全体の均衡にとって良くない。ボランティアはボランティアのエリアで、社会的企業は社会的企業のエリアで、お互いに協力し合うような仕組みをつくらないといけない。ボランティアの活動が社会的経済に全部移行してしまうと、社会的企業の製品が売れるようになるにはある程度質が高まらないといけないが、それだけの技術力を持っているか。規模を拡大するうえで資本の限界がある。社会的な目的とボランティアの活動がそこを埋めて、商品として成り立つという仕組みを作らないといけない。ボランティアの領域が全部社会的経済に移行してしまうと、それができなくなる。それが私の心配していることだ。

## 3. 企業の社会貢献の動向

柳澤：韓国社会は寄付の文化の風土があるのか。日本には寄付をするという文化がほとんどない。ボランティアリズムといっても難しい。寄付の文化を育てていかないといけないと思っているが、韓国の場合はどうか。

キム：CSRのデータを見ると、企業からの寄付が少し増えているのは確かだ。その内容をよく見るべきではないかと思っている。サムソンはけっこうやっているが、企業が設立した財団を通じて寄付する仕組みなので、あまり社会に役立たないのではないか。現代も財団を通して行っている。SKは、社会的経済を育成する財団を作っている。社会的経済組織と行政と企業の3者がパートナーシップを結んで社会的な問題を解決する企業にかなり大きな額を投資している。SKグループのある企業は、グループ内の他企業に消耗品を提供しているが、自ら社会的企業として認証を受けている。企業のオーナーが最近刑務所から出たので、どれくらいまじめな考え方を持っているかわからないが、財閥の2世3世（40代～50代）のCEOたちは社会貢献を考えている。ユニベラ社の50代半ばの2代目CEOは社会学を学び、社会貢献を考えている。大企業の中でも40代後半のCEOが運営している企業は、社会貢献をしている。体験プログラムをしたり、ソウル首都圏157県の歩道整備の一部を自分たちが社会貢献として作ったりした。そういう傾向は確かにある。

我々もいくつかやっている。石炭を使わなくなって炭鉱が廃坑となり、炭鉱町がゴーストタウンになったので、地域活性化のためにカジノ会社「採光」を誘致した。通常は外国人観光客しかカジノに行けないが、このカジノは内国人が出入りできる唯一のものなので、けっこう儲かっている。売り上げが1兆4000億ウォン（約1400億円）の売り上げがあり、純利益は売り上げの4分の1（300億円）である。純利益の10分の1を地域社会に貢献することになっている。我々はカジノ会社を説得してコミュニティビジネスを提案した。それから5年くらい経ち、十数社のコミュニティビジネスを創業させた。CSRとして行政から一銭も受け取っていない。企業が財団の中にセンターを作って、センターが地域でコミュニティビジネスを発掘し、彼らと勉強しながら創業の準備をする。人材育成と資源発掘と創業支援と、成長支援まで、企業が成長できるようにやっている。失敗例もあるが、成功モデルもいくつか出てきて、関心が少し高まっている。

#### 4. 社会的企業の実践事例：エコツーリズムと地域おこしビジネス

キム：我々は旅行会社もやっている。地域観光ができる、森の旅行会社の協同組合を作った。今年「生命の森国民運動」というNPOも始めた。私は協同組合の創立段階からかわ

り、人生の大きな一部を占めている。以前事務局長を5年やっていた。韓国の美しい森を発掘し、それを保管する戦略を立てていた。旅行プログラムを作っている。彼らの一部が協同組合の組合員になり、自分たちが知っている森を商品として、プラットフォームを作り、いろいろな人を評議員に据えている。プラットフォームはまだ開発段階で、旅行プログラムを作った。先週も視察に行ったところである。

(配布資料の紹介) 一つはマニュアルで、もう一つは事例である。森をテーマにしたものである。韓国では伝統的な林業を中心に考えている人が多かったが、最近は森のインストラクターとか、森の提供するサービス機能に関心が高まっているし、教育を受けている人が多くなっている。

そういう人たちがある程度自立できるように、3年間の委託事業としてコミュニティビジネス支援センターが社会的企業を支援育成しており、14社の社会的企業が参加している。社会的企業ができるようにコンサルティングや資源発掘をしている。社会的企業になれるように書類を提出する必要もあるので、それらを捌くような仕事をしている。

熊倉：主体になる企業は何か。

キム：それらの企業は公募で集めて、今年は40社くらいの応募がある。その中で15社を選んだ。

熊倉：募集するのはどこか。

キム：大学内のコミュニティビジネス支援センターである。現在は大学が中間支援組織の役割をしているが、いずれ中間支援組織を外に作ることを考えている。最初は行政が動かないので、まず自分たちがパイロット事業をやって成果を出し、他の組織も中間支援組織を作れるようにマニュアルを整備したい。



キム・ジェヒョン教授

熊倉：これはキム先生のアイデアによるものか。

キム：はい、2010年からやっている。最初は産業部のコミュニティビジネスモデル事業を私たちが委託されて始めた。今は、それはやっていないが、コミュニティビジネス支援センターを持っている。森の活動もやっているし、カジノ会社のCSRもやっている。旅行会社は、最初は支援センターが3年やったが、中間支援センターをインキュベートして、そちらに全部アウトソーシングした。我々の役割は中間支援センターのインキュベーションである。

もう一つやっている活動はDMZ（＝北朝鮮との国境にある非武装中立地帯）で、軍事的な目的で生態環境がかなり保護されているので、その地域には鶴が確認されたりしている。住民には開発の欲望がある。そこで生態系を守りながら住民の生活も安定させるような仕組みをつくろうという発想で、ヨンチョン郡を対象に、DMZ アカデミーを運営しながらコミュニティビジネスを作るということをやっている。今年が3年目で継続しているが、あまり成果は出していない。なぜかというと、特にその地域は三国時代の昔から、もともとの地元民ではなく移住者が多く住んでいる地域だ。戦争ばかりしていたので、もともとの住民という発想がない。軍事的にも制限があって難しい面がある。先日、北朝鮮から弾が飛んできたのもこの地域だ。

柳澤：地域の住民に運営を任せるのか。

キム：地域によっても違うが、ソウルの場合は教育水準も高いし商売がうまい人が多いのでけっこういいが、例えば廃坑地域など奥のほうに行くと、住民を集めるのも限界がある。そのため、DMZの事例では個別企業を育成するより、まずはネットワークを作るべきだと考えた。最初2年くらいは、住民がやりたい事業を挙げてそれを事業化しようかと思ったが、あまり進まない。それで逆に、我々がアイデアを出して住民の考え方を尊重しながら、我々がアイデアを出すことにした。

最近、チャンナンミョンという700人くらいの村で、ひまわりで事業したいということで、油を作ったり、祭りをやったり、国境警備隊の協力でひまわりを植えたりしている。ひ

まわりの油を使ってエネルギーを商品化することも考えている。彼ら住民たちは単純に考えていることが多いので、循環させるような仕組みを提案している。したがって、地域によってアプローチの仕方がかなり違ってくるのではないかな。

予算としては、韓国環境部が 50%、地方政府が 50%を出している。事業費を出したりはしていないが、見学・視察をしている。韓国の場合は地方政府がいろいろな役割を果たしているのが現実だ。それをどのように指標化するかがこれからの課題だと考えている。

柳澤：コミュニティビジネスのネットワーク化はできているのか。

キム：私は、個人的には観光部がやっている「観光ドゥレ」が良いと思っている。文化観光研究院という国家機関がセンターを持っており、2人のセンター長と研究員、十数人のスタッフがいる。彼らは毎年、観光ドゥレのプロデューサー（PD）を雇用する。彼らに 4000 万ウォンという、地域ではかなり高いレベルの給料を 3 年間出し、人材育成をする。いずれ我々が手を引いて PD を中心にやっていってくれるようにしたい。

しかし行政官の中には、社会的経済に興味を持てる人も持てない人もいる。国から多額のお金をとってきたほうが良いと考えている人もいる。

私の場合は研究というより、研究は参加型研究で我々自体が行動し、どう変化するかを観察している。外から見るのは楽しくない。

熊倉：コミュニティビジネス支援センターには、スタッフが何人働いているのか。

キム：この部屋（環境社会学研究室）には 10 人いるが、このうち 4 人はセンターから給料をもらっている。

柳澤：センターは大学からお金をもらっているのか。

キム：会計としては大学からもらっている。地方自治体から大学を通してお金が来る。観光会社は独立会計だ。

実際に事業をやってみないと、言えることには限界がある。



キム・ジェヒョン教授の研究室にて

柳澤：ソウル住民にも（森の観光の）ニーズがあるのではないか。カントリーサイドに魅力を感じるだろう。

キム：ある。国は様々なリソースを持っているが、国は自ら商売できない。山林庁がデータベースを持っているが、消費者の目から見ると使いにくい。消費者は美味しいものを食べて楽しいことをしたいが、デー

タベースだけでは商品にならない。「美味しいものを食べて、珍しい花が咲く植物を見に来ませんか」と呼びかければ商品化できる。国のデータベースだけでは商品にならない。我々は人を中心に商品を作れば、地域社会にお金が出ていくのではないかと考えている。

## 5. コミュニティビジネスの事例

柳澤：日本にもお金があるが市民運動がお金を使いこなせていない。しかもそれを実践に結びつけているのがすごい。

熊倉：「コミュニティビジネスをやりましょう」と、やる気を喚起させるために工夫があるのか。

キム：事例を見せている。人それぞれに興味が違う。ある人はお金を中心に考え、ある人は地域共同体、地域資源を中心に考えている。彼らがうまくお互いに協力し合うようなことを、我々が仲介できればと考えている。お金を中心に考える人は原則を守らないので、そういう人には「原則を守ると長く続けられる」と説得する。もう一つは、国の政策をうまく使えるような道を教える。彼らにとっては初期段階では刺激になる。こういう準備ができれば行政が動きますよと教える。ヨンチョン郡などの地方では、公務員はあまり働かず、アイデアもないしやる気もない。国の助成金をどう使うのか分からないから変なところで使っている場合もある。住民やアカデミーと一緒に勉強して良いアイデアを企画し、

行政官など様々な人を呼んで、プレゼンテーションをさせる。すると、後で行政に呼ばれて、「国から予算をとっているの、やりましょう」という話がある。

柳澤：日本では地方の過疎化が進んでいて、人口減を食い止めるには伝統的な考え方しかない。大きな工場を持ってくるとか。キム先生の考え方はすごく大事だ。

小関：日本でも経産省や国交省の役人が来て地方創生のことを尋ねていった。

柳澤：どうしたらいいかアイデアがない。人材育成して、そこにお金をつぎ込むという発想がない。

キム：もともとはっきりした共同体がある地域でやったほうが、成功の確率が高い。

忠清北道のケイサン郡に昨日行ってきたが、そこにはハンサリム生協の生産地がある。1960年代後半からの農民運動家が何人も住んでいる。彼らは貧困の問題を解決するために牛や豚を農家に貸し出して、牛が子どもを産んだら返却するという仕組みをつくった。

韓国には約700の信用組合がある。ほとんどはお金を貸し出すときに担保を取るが、信用で貸す信用組合は、韓国にはいくつしか残っていない。いろいろな歴史ある活動をしている。

有機農業もやっている。最近はリターン者やIターン者も増えているが、仕事場を提供してくれるし地域社会も吸収できるような調整をしてくれる。歴史ある共同体があり、問題が起きそうな場面になると前面に出て調整してくれて、地域社会は何となくうまく動く。定着できるように数年間見守ってくれる。地域資源と、地域の健全な共同体が新しく入ってくる人たちをうまく吸収して、社会関係資本を循環させる仕組みをつくるのは一番確率が高いのではないかと思う。

社会関係資本をうまく蓄積させる仕組みをどう作るか。地域のコミュニティと地域資源をうまく使えるように、ある程度の技術力を持っている人が手伝わないとうまくいかない。地域に資源が隠れていると価値は見えにくいので、その価値を見いだせる人が手伝いしてくれるとよい。

### 3. 漢陽大学校・金鍾杰教授

2015.9.17 (木) 17:00-18:40

漢陽大学校 (Hanyang University) 国際館 5 階会議室にて

➤ 国際大学院教授 キム・ジョングル(김종걸/金鍾杰/Kim, Jong-Gul)氏

#### 1. 訪問の趣旨

柳澤：今回の調査の趣旨について最初に話を始めさせていただきます。一つはバブル経済崩壊後低所得者が増えてきている。従来の格差の拡大が大きな問題である。もう一つは韓国と同様に人口の高齢化が急速に進んでいる。20 世紀後半型の福祉国家では維持できない。ヨーロッパやラテンアメリカの連帯経済や社会的経済が力を持ち始めている。国連の中には社会的連帯経済のタスクフォースが作られている。

ところが、日本は政治も行政もこうした世界の動きにたいへん鈍く関心を持っていない。そうした中で韓国は勉強して社会的経済の仕組みを整えてきている。社会的企業育成法に始まり、今は社会的経済基本法を作ろうとされている。こうした状況を見ていると日本と韓国を比較研究しながら勉強しなければならない。しかしながら私たちは韓国の状況について十分承知していない。文科省から研究費をもらったので勉強しようと考えた。まずは韓国に行って詳しい先生に基本的なことをレクチャーしていただこうというのが、韓国に訪問した基本的な理由である。

#### 2. 社会的企業育成の必要性

キム：日本で何回か講演したことがあり、『社会運動』の雑誌に 2-3 回載ったはずである。

市場が暴走し国家はそれを制御できない。制御出来ていても市場から置き去られ、捨てられた人々を再組織化できていない。膨大な福祉予算がかかるが、福祉だけでは保護できないので、民間活力をどう活かすかということが必要になる。他の先進国の問題は韓国でも同じである。特に韓国は福祉体系が脆弱である。国民負担率（GDP 対比の税金 + 社会保障費に割合）が OECD 諸国のなかでも最も低い水準で福祉に回すお金がない。また市場の変動が激しいので捨てられた人が多い。彼らをどう活かせるかが最大の課題である。

またもう一つの課題がある。福祉に回る金がないから生じる福祉の官僚化の問題である。韓国の国家予算が1年に330兆ウォン（昨年）あり、その3分の1が福祉予算である。それはだいたい四つの構成になっている。1番目は社会保険、2番目は社会扶助、3番目は社会サービス提供、4番目は雇用促進関連（仕事提供・職場訓練など）の予算になっている。例えば韓国の社会的企業政策は3番目ないし四番目の予算の



キム・ジョングル教授

一つである。いろいろと支援基準は広がっていったが、社会的企業への支援の原則は、脆弱階層への仕事の提供もしくは社会サービスの提供であるからである。ともかく世の中に存在する福祉政策は韓国にもだいたいそろっている。しかも福祉予算があまりないから社会保険や社会扶助は非常に薄く敷かれている。したがって福祉政策の基本は、必要な人に必要なことを必要な分だけ与えるという形になっている。それを決めるのは官僚でありそして膨大な官僚機構が必要になってしまう。もう一つの問題。福祉が重要視されるとほぼすべての部署が福祉政策をだす。例えば現在すべての部署で実施されている青年雇用促進政策は中央政府だけで224個もある。政府の各部署は似たような政策を量産していく。これをどう整備できるのか。

第1は、政府の重複予算と事業の再整理である。しかしこれは非常に難しい課題である。第2は、福祉の伝達体系を整備することである。福祉を担当できるまともな主体を作っていく必要がある。今はNPOや福祉法人、社団・財団などに、政府が福祉を肩代わりさせている。そこでもっと透明性があり革新性に満ちた主体を作る必要がある。そこで目についたことが韓国では社会的企業政策である。ある意味では、福祉伝達の担当主体を整えるための手段でもある。社会的企業に政府から認証されれば、支援も受けるが透明性も高めていかないといけない。その意味では、韓国にとって社会的企業とは、一般名詞ではなく、社会的企業育成法に決められた法律用語である。他の国では全く違うコンテキストで社会的企業と言っているので混乱する。強いて韓国の社会的企業を外国の事例で考えると、イギリスのCIC（community interest company）に似ている。

### 3. 協同組合への着目

キム：そこからまた問題が始まる。社会的企業は政府が予算を与えて経営が自立化できるのか。政府は予算を与える代わりにいろいろな条件を付けるわけだが、自立的に商いをしていくのは難しい。一般論としての社会的企業は何で採算をとるのかというと、1番目は、自らサービスや商品を生産して市場で売る。2番目は寄付とかボランティアなど、社会の善意に頼る。3番目は公益性があるので政府が補助金を出す。

この3つのバランスが重要であるが、実際には政府の予算がついていても、寄付・ボランティアの力は弱い。また市場については、例えばもし市場が形成されつつある時期に社会的企業や労働者協同組合があれば、競争力はあつただろうが、今は市場が随分出来上がっているので、社会的企業の市場競争力がない。そのため、市場の競争力をどうつけていくのか、寄付やボランティアをどのように組織していくのかが課題になっている。

私の個人的な経験を辿っていくとだいたいこの問題意識がお分かりになると思う。私の研究は主にFTA (free trade association)分野であった。その中で韓国経済をこれからどう立て直すべきか悩んだ。2010年8月、当時大統領府の庶民対策秘書官だった、友人の朴ビョンオクと昼食を一緒に取った時に、彼は「今日から社会的企業政策を担当せよと言われた」という。当時私は社会的企業の存在をよく知らなかった。

それから4か月間、私が研究チームの研究責任者になって社会的企業政策全般を調べた。12月にレポートを書いて、2011年2月に大統領室（青瓦台）で13部署の担当局長が集まり、社会的企業に関するタスクフォースチームが作られた。私の研究チームのレポートに基づいて各部署で調整すべき政策をまとめ、そして2011年6月9日に国民経済対策会議を開催した。そこで発表されたのが「社会的企業育成総合対策」である。国民経済対策会議というのは、大統領と経済関連の長官らが集まり、その都度の経済懸案に対する政策を取りまとめることである。そのときの会議のテーマは社会的企業対策であった。

その総合対策によって既存の政策はある程度整備されたと思う。しかしそこでもいくつかの問題があった。政府がいくらお金をつぎ込んでも、政府以外の2つの力（市場競争で生きられる力、社会の善意を組織できる力）が非常に弱い。そこで政府はいくら社会的企業にお金をつぎ込んでも無駄だという結論になったので、社会的企業をサポートできる別の組織を考える必要があった。そこに目をつけたのが協同組合である。

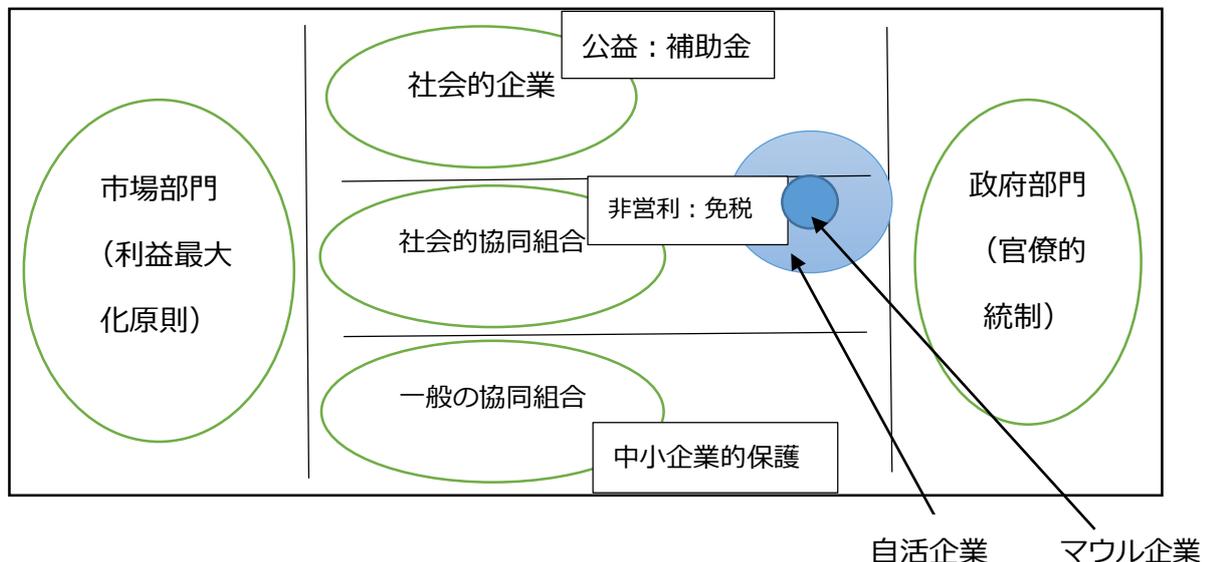
そこで大統領室のなかで 2011 年 8 月に協同組合基本法のタスクフォースが設立された。タスクフォースが 2 か月間法案を準備し、国会に協同組合基本法を提出した。2011 年 12 月 30 日に国会で満場一致で通過した。

今まで韓国の協同組合は 8 つの個別協同組合法に区切られていて、それ以外の領域の協同組合を自由に作れなかった。そこで、協同組合基本法は 2 つ重要な要素を入れた。1 つは、5 人以上集まればどの分野でもできること。もう 1 つは協同組合を一般の協同組合と社会的協同組合の 2 種類に分けることである。

市場と政府の中間に、社会的企業、社会的協同組合、一般の協同組合の 3 種類を置き、法律と予算によってそれぞれの役割を決めた。

- ・ 社会的企業は基準をクリアした公益の仕事をしているので支援策が講じられている。
- ・ 社会的協同組合は、NPO に準ずる保護をする。
- ・ 一般の協同組合は中小企業保護と同様に管理できる。

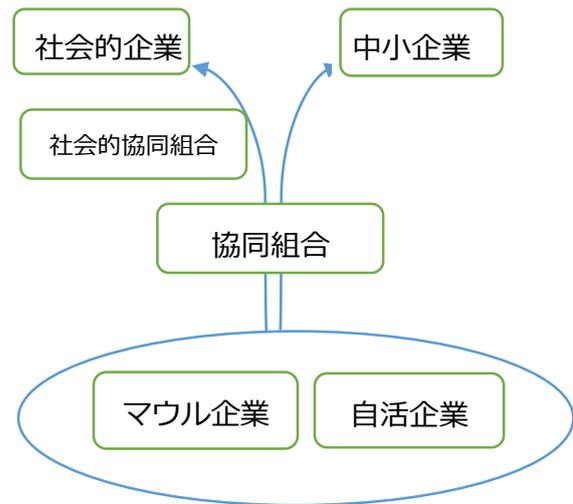
#### 《板書内容》



協同組合基本法は 2011 年 12 月 9 日に成立した。法律は成立後 1 年後に発効するので、実際には 2012 年 12 月に発行した。毎月 200 件のペースで協同組合が増えていることで驚いている。どの業界でも自由に協同組合を設立できるので、様々な協同組合ができる。最初法律を考えた時にも、ここまで多くなるとは思っていなかった。

国家予算を 370 兆ウォンとすれば、その中で福祉予算は 115 兆、さらにその中でソーシャルサービスは、せいぜい 10 兆ウォンである。その 10 兆ウォンの予算をどのように民間の社会的企業などに活かせるか、結びつけられるかが課題だった。率直にいうと協同組合法を作った時に主に想定していたのは社会的協同組合であった。一般の協同組合が社会的企業の認証を求めるとは想定していなかった。

一般の協同組合は法人格を持たない組織に法人格を持たせるための措置であった。そして社会的協同組合は補助金を与えるためでもあった。株式会社に政府が補助金を出せない。一方、自活企業は 3-5 人という零細である。安定した法人格を与える必要があり、そこに一般協同組合の法人格を与えることも政策の狙いでもあった。



整理すると現在政府の補助金が入っていくマウル企業と自活企業に対して、行く行くは社会的企業か中小企業へと発展していく必要があるが、社会的企業へと発展していく上で、中間の段階を設けたのが協同組合、社会的協同組合の法人格である。もちろん一般の協同組合が発展して結構な規模の労働者協同組合に発展するのも可能な方向である。社会的企業育成法は基本的に、外国の 2 つの法律を参考にしてている。イタリアの協同組合法は脆弱階層に対する雇用提供（B 型）または社会サービスの提供（A 型）。もう一つはイギリスのアセットロックをかけた CIC である。しかしそれはあまりにも条件が高すぎた。自活企業やマウル企業は非常に脆弱であるので社会的企業まで行く足場を作るのが協同組合基本法でもある。

#### 4. 社会的経済基本法の構想

キム：法律用語としての社会的企業に対しては、それらを所管する部署が必要であり、それが雇用労働部であった。この点について、最初に懐いた心配が次第に現実になってきた。つまり社会的企業は雇用労働部の事業になってしまった。他部署は社会的企業をやりたくてもやれないので、それぞれ別の法的根拠を作った。たとえば行政安全部がマウル企業を、また農林畜産食品部は農漁村共同体会社、産業資源部は「温かい R&D 事業」など適正技術に関する事業を扱っている。法律用語になってしまうと、縦割り行政の中にはまってしまう。

2011年6月9日に国民経済対策会議で私が素案をまとめたが、その時に似たような事業全てを国務総理室が調整するようにガバナンスを整理した。しかし結局は、「全ての部が協力すれば良い」という形で収まった。国民経済対策会議の場では、各部の長官が「互いに協力します」と言うものの、いざ自分の部署に帰れば縦割り行政に戻ってしまう。マウル企業、社会的企業などが大きくなればなるほど、各部署の事業が拡大して部署間の葛藤が大きくなる。たとえば法律によって、社会的企業の日が7月1日とされている。他方、協同組合基本法では、協同組合の日が7月第1週の土曜日であり、それぞれ別々に行事をしないといけない。



ヒアリングの様子

これに対処しようとするのが社会的経済基本法である。仕組みは非常に簡単である。社会的企業育成法や協同組合基本法は、育成の相手が民間組織を対象にしているが、社会的経済基本法は行政機関を対象にしている。その内容は、いろいろな部署でやっている社会的経済関連政策を一定の基準で整理していくこと、それをまとめることを大統領の直下に社会的経済委員会で行い、企画財政部が幹事役を務めることである。

それでは何故企画財政部が幹事役を務めるのか。最初にできた与党案の素案を作った私は、それを考える上でいくつかの原則を作った。3つの基準である。(1)組織として安定的なのか。大統領室の首席秘書官は、大統領が変わると更迭されるのでダメである。(2)力があるか。他の組織に「これをやりなさい」と言えるほど力があるか。(3)社会政策として魂があるのか。社会的経済政策は経済政策であり社会政策である。従って経済効率性だけを唱える経済官僚は向きではない。この3つの基準で全ての部署を書きだして、◎、○、△をつけていった。そこで結論づけたところが企画財政部であった。

それでは何故企画財政部が幹事役を務めるのか。最初にできた与党案の素案を作った私は、それを考える上でいくつかの原則を作った。3つの基準である。(1)組織として安定的なのか。大統領室の首席秘書官は、大統領が変わると更迭されるのでダメである。(2)力があるか。他の組織に「これをやりなさい」と言えるほど力があるか。(3)社会政策として魂があるのか。社会的経済政策は経済政策であり社会政策である。従って経済効率性だけを唱える経済官僚は向きではない。この3つの基準で全ての部署を書きだして、◎、○、△をつけていった。そこで結論づけたところが企画財政部であった。

各部署	◎	○	△
	◎	○	△

いまはこじれている。なぜこじれているのかというと率直に言うと他の法律より難しいからそうである。社会的企業育成法は、他の利害関係を損なわないから反対が起きない。協同組合基本法は、他の8つの個別法に決められた協同組合の存在を認めているから反対が起きない。しかも、協同組合基本法ができた時は非常に特殊な状況であった。実はつぶれかかりそうだったが、金正日が亡くなったので、国会があわただしくなっている間に、庶民対策政策という形で満場一致で国会を通過してしまった。しかも、かなりの速さで法律が通った。8月に作業班ができて10月に法案が出された。政府案として出す場合は緻密に法案を作らないといけないので、与党の中で進歩的な国会議員に議員立法として出してもらった。社会的にあまり知られないうちに法律ができてしまった。

しかし今回の社会的経済基本法は前回までと違い、部署間の利害がぶつかる。企画財政部が社会的企業を統制すれば、これまで担当部であった雇用労働部は相当怒る。もう一つは、縦割り行政に癒着した勢力がある。政府の縦割り行政をなくすと、民間の癒着関係の摩擦が出てくる。正しいことだからやったら良いと思ったが、利害関係が衝突するような法案をあまりにも早めに出した。相当時間をかけて準備したにもかかわらず、私の想像以上に、社会的経済的基本法が大きく議論されるようになった。結局は、今国会では通らないだろう。

小関：与党案と野党案では基本法の対象となる社会的経済組織の範囲が少し異なっていると聞いた。また、今年6月には与野党間で修正協議して妥協したとも聞いたが、やはり法案成立は難しいのか。

キム：無理だろう。これからの課題であろう。

考えてみると社会的企業政策というのはもともと10兆ウォンの仕事起こしの予算をどう使うかという課題から生まれたものであった。たとえば景福宮の夜の警備員は高齢者を仕事起こしのために短期雇用の予算で賄っている。春には山狩りを行うが、それも短期的な雇用だ。もし年金制度がきちんとしていけば大した問題ではないが、福祉制度が脆弱なため、国民にどう飯を食わせるかが課題である。足りない政府の予算では全て短期臨時的な仕事しか提供できない。これをどのようにして安定した仕事にするかが課題であった。政府の補助金で行われる事業なので一般の私企業に仕事をやらせると、政府が私企業にお金をあげることになってしまう。そして残余財産のアセットロックをかけたのが、法律用語としての社会的企業である。

問題は社会的企業が自立化できるかということである。日本は韓国よりは相対的には福祉国家であり、曲がりなりにも生協など民間の社会的経済は相当ある。日本の生協の売上高は韓国の60倍以上だ。韓国ではそうではない。社会的企業への財政支援が終わった後、自立的に発展できる基盤が弱い。そこで法律を盾に持ちながら進むという戦略が出てくる。それが「社会的企業育成法」のあと「協同組合基本法」ができ、今回は「社会的経済基本法」へと次々と法律が整備されていく基盤になる。しかし既存の個別法をまとめるという課題は、個別の社会的経済が発展するにつれますます難しくなっていることが現実であろう。

もう一つ言いたいのは、韓国にとって「社会的」という言葉の意味が、こんなに重いとは思わなかったことである。「社会的経済」という言葉以前に、「社会的協同組合」という名前だけで、政府の中では（特に公安関係者からは）相当反発があった。彼らは「協同」もあまり好きではないので、むしろ「温かい経済」がいいかもしれない。韓国で「社会的」という言葉は、北朝鮮を連想させるのでまずい。我々にとって本筋の悩みではないかもしれないが、社会的経済基本法の過程で考えると、「社会的経済イコール共産主義」と捉える人が、例えば韓国経済新聞の論説委員にもいる。そのくらい我々にとって、連帯経済や協同の経済が弱い。

市場の力がこんなに大きく、政府の力が強い国で、100兆の福祉予算のうちせいぜい10兆を財源に、いかに「社会」を作るか。個人的には、ほとんど失敗だろうが、「社会」を対象にした産業政策ははたして可能なのかを想像したりする。配布した資料にはそのようなことが書かれている。また『社会運動』に、歴史的背景が書かれているので参照されたい。

昨年1月以降、韓国日報と国民日報に交互に毎月コラムを続けて書いている。その半分は社会的経済に関して書いた。1年くらいかけて連載し、最後は社会的経済基本法を結論にした。

個人的な経験から社会的経済基本法への道筋を説明していく。2013年8月頃、ある公務員の後輩が酒を飲みながら、各部署へとバラバラになっていた社会的経済関連政策の統率を「法律でやりませんか」と言ってきた。「社会的経済基本法」という簡潔な条文でやれば面白いのではないかと。考えたすえ私は2013年12月に漢陽大学の会議室に与野党の政治家や関連活動家を集め会議を開き、社会的経済基本法案を示して「これでいこう」と話しをした。社会的経済基本法は単にガバナンスの集中ではなく、最も重要なのは、国家が社会的経済という枠を作り、これが韓国の未来にとって重要だと認めることである。基本法は目玉であって、それにくつつく個別法と政策が必要である。

2014年1月に与党のセヌリ党の中に「社会的経済特別委員会」が発足し、その際に私が最初の基調講演を行い、社会的経済基本法の重要性を訴えた。以後、この基本法案の原案を作り4月には与党案をまとめ国会に提出した。野党も与党案を基盤に会議を重ね野党案をまとめ国会に提出した。

私がまとめたのは与党案だが、野党とは考え方が違う。野党案からみれば私は保守的かもしれないが、私は一つ一つを重ねていく法律を考えていた。基本的なことを決めてから一つずつ付け加えていく。ヒントは韓国の中小企業基本法の考え方である。基本法では「中小企業は国にとって重要で、国が守るべき存在だ」と抽象的な理念を唱え後に支援できる法律的な根拠を作る。公共調達や資金支援などは個別の法律で付け加える。韓国にとって社会的経済はまだ知らない領域なので、いっぺんに全ての法律を作るべきではないと思った。

スペイン、ニカラグア、メキシコなど、社会的経済に関連した他国の法律を取り寄せ、国会で翻訳させた。フランスは100ページもあるが、スペインの法律は（ページ数が薄くて）ペラペラだ。なぜこうなるのかというと、フランスの法律は今までの法律を全部集めて、一定の法則にしたがって再整理したものである。スペインは既存の法律の上に基本的な精神だけを強調した。私たちはスペインの考え方に従ってシンプルにして、議論になりそうなものはすべて個別法に任せる。重要なことは、国家が社会的経済の重要性を認めることと政策の調整をする当局を決めることである。野党案は与党案よりは相当具体的で分厚く支援も規定している。しかし中身を丹念にみるとそれほど大きな違いは存在しない。

残念ながら、まだ法律は国会を通過していない。一番の理由は、大統領が社会的経済に関心が低い。二番目の理由は、一部の与党議員らが「赤の連中が作った政策だ」などと騒いだことだ。来年の総選挙と2年後の大統領選挙に向けて政策課題になるだろう。

小関：国によってやり方がだいぶ違うと思う。韓国にとって一番近いのがスペインだったのか？

キム：それは社会的経済基本法に関連した法律だけである。韓国国内にいと海外の国でも政府が社会的企業などに多大な支援を行っていると思うが、実際行ってみると韓国の方がもっと金は使っているように見える。



ヒアリングの様子

日本では韓国より金は使っていないようである。法律もそれほど整備されているとは見えない。しかし実態はある。生活クラブ生協でいうと、ワーカーズ・コレクティブや福祉生協などとの協力も地域レベルで作動している。個人的には制度や政策を抜きにして社会的企業の生態系を見たところ、日本の方が相当発展しているように見える。

日本でよく使う「社会的連帯経済」の言葉を使わなかったのは、「社会的企業」「社会的協同組合」との連続性を考えて「社会的経済」にしたためだが、右翼から反発があった。

## 5. その他の社会的経済組織に対する支援策

小関：日本でも、韓国の社会的企業は紹介されている。社会的企業への支援策は知られているが、その他の社会的経済組織についてはどのような支援策があるのか、よくわからない。

キム：自活企業とマウル企業は、方法としては2つある。マウル企業への補助は、マウル企業は最大2年間で、8000万ウォン。最初の年は5000万ウォン、2年目に3000万円の補助金で、最大2年間補助がもらえる。自活企業も似たような補助金がある。社会的企業は予備を含めて最大5年間補助がもらえる。人件費だけでなく、金融など細かい支援策がある。

これをどこまで発展させるか。マウル企業や自活企業を将来的に社会的企業にするか、もうひとつは健全な中小企業にするか、2つの方向があるが、いずれにせよ発展していく途を作ってやらないといけない。だから、自活企業が自活企業で終わってはいけない。自活企業をやっている人がゆくゆくは健全な中小企業になるか、社会的企業になるように何か道をつくらなければならない。しかし、部署が別々になっている。それを統合しないといけない。

## 4. 漢陽大学校・社会的経済に関する勉強会

### 日本からのレクチャー「日本社会の劣化と社会的経済」

明治大学商学部教授 柳澤敏勝

#### 1. 日本社会の劣化

日本では、1991年にバブルが壊れ、1955年以降続いていた経済成長が止まることになった。これ以降、今日までの四半世紀の間、さまざまな問題が発生してきており、20世紀後半型の仕組みでは解決困難となっている。21世紀には社会的経済を前提とした社会経済システムの構築が求められている。

現在日本社会が抱える2つの問題について紹介する。一つが貧困層の増大、格差の拡大である。2つ目が少子高齢化である。

##### 1-1 貧困化 —ワーキングプアの増大—

日経連から「雇用ポートフォリオ論」が出された1990年代半ば以降、非正規雇用の割合が高まり続け、それに伴って低賃金労働者が増大している。たいへん深刻な事態だといっている。

2014年平均でみると、役員を除く雇用者（男女総数）5240万人のうち、非正規雇用が37.4%（1962万人）を占めるまでになっている。非正規雇用のうち年収100万円未満が760万人（役員を除く雇用者全体の14.5%）、100万円～199万円が696万人（同13.3%）であり、合わせると役員を除く雇用者全体の27.8%を年収200万円未満が占めている。

OECDがいうワーキングプアとは貧困線（世帯の等価可処分所得の中央値の半分）に満たない収入しかない人々のことである。ワーキングプアの割合は、メキシコ19.0%、トルコ17.8%、ギリシャ15.8%、チリ14.3%、イスラエル13.9%、スペイン13.6%、日本12.9%、ポルトガル12.2%、イタリア12.0%、アメリカ11.9%となっており、OECD加盟34か国の平均は8.7%である。なお、『平成25年国民生活基礎調査の概況』によれば、貧困率はOECDの作成基準に基づいて算出しており、2013年の日本の貧困線は122万円であり、相

対的貧困率は16.1%であった。現在の日本は、国民の6人に1人が貧困者である。OECD加盟34か国の中にあつて、経済的規模の大きい国ではアメリカに次いで貧困率が高い。

表1 フルタイムに対するパートタイムの賃金水準（時間賃金・所定内給与）

国名	(%)	調査年	備考
日本	56.8	2013	非農林業、企業規模10人以上、時間当たり賃金（所定内）
アメリカ	30.5	2013	
イギリス	70.8	2013	産業計、16歳以上フルタイム労働者の週当たり賃金の中央値
	79.3	2010	
ドイツ	89.1	2010	産業計、全職種（自営業を除く）の1%を対象とする調査
フランス	70.8	2010	
イタリア	78.8	2010	イギリスを除くヨーロッパ： 産業計（行政・防衛・義務的社会保障分野は選択制）、企業規模10人以上、時間当たり賃金（残業代を含む）
	81.1	2010	
オランダ	83.1	2010	
デンマーク			
スウェーデン			

出所：労働政策研究・研修機構『2015データブック国際労働比較』2015年。

わが国の低賃金労働者の増大が非正規雇用の拡大と相関していることは、非正規雇用の賃金の低さを見れば明らかである。原因は、非正規雇用の均等待遇が進んでいないことである。その実態は表に示されている。

## 1-2 人口の高齢化

日本の高齢化の進展には国際的にみて際立った2つの特徴がある。2008年に人口がピークに達したが、2013年には高齢者の割合が25%を超えた。高齢化比率が、主要先進国のなかでももっとも高くなっている。これが第1の特徴である。

表2 日本の人口構成の推移と将来予測

年	総人口 (千人)	指 数					
		年少人口 (0~14 歳)	生産年齢人口 (15~64 歳)	①老年人口 (65 歳以上)	老年化 指 数	老年人口 扶養負担	従属人口 扶養負担
1920	55,963	36.5	58.3	5.3	14.4	11.1	1.4
1930	64,450	36.6	58.7	4.8	13.0	12.3	1.4
1940	71,933	36.7	58.5	4.8	13.1	12.2	1.4
1950	84,115	35.4	59.6	4.9	13.9	12.1	1.5
1960	94,302	30.2	64.1	5.7	19.0	11.2	1.8
<b>1970</b>	104,665	24.0	68.9	<b>7.1</b>	29.4	9.8	2.2
1980	117,060	23.5	67.4	9.1	38.7	7.4	2.1
1990	123,611	18.2	69.7	12.1	66.2	5.8	2.3
<b>1994</b>	125,034	16.3	69.6	<b>14.1</b>	86.1	5.0	2.3
2000	126,926	14.6	68.1	17.4	119.1	3.9	2.1
2005	127,768	13.8	66.1	20.2	146.5	3.3	<b>1.9</b>
2010	128,057	13.1	63.8	23.0	175.6	2.8	1.7
<b>2013</b>	127,054	12.7	62.2	<b>25.2</b>	198.7	2.5	1.6
2020	122,996	10.9	59.7	29.4	268.3	2.0	1.5
2030	114,166	8.7	59.0	32.3	368.9	1.8	1.4
2040	103,557	8.5	54.1	37.3	438.4	1.4	1.2
2050	91,866	7.9	51.0	41.0	516.2	1.2	1.0
2060	79,972	7.0	49.7	43.3	616.7	1.1	1.0

(注) 老年人口比率は「出生低位死亡中位」での推計値である。

出所：総務庁『人口推計年報』（人口推計資料 No.70）1997 年、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(出生低位・死亡中位)（平成 18 年 12 月推計）』2006 年、『日本の将来推計人口(出生低位・死亡中位)（平成 24 年）1 月推計』2012 年。

今後、高齢化は世界規模で進み、先進諸国だけでなく、発展途上国も含め、2050 年までにかなり高齢化が進むと予想されている。しかしそのなかにあつて、日本の高齢化の程度は抜きんでている。2050 年には国民の 40%が 65 歳以上の高齢者が占める社会となると予想されている。人類史上例を見ない程度の高齢社会である。

2 つには、すでに高齢社会となっている国々に比べ、日本の高齢社会への進展がきわめて短時間のうちに起こったという特徴である。高齢社会の起点となる老年人口比率 7%から

高齢者の扶養が社会問題化し始めるとされる 14%への所要年数を比較してみると、フランスの 126 年、スウェーデンの 85 年に比べ、日本はわずか 24 年である。

表 3 主要先進国（G7 等）の 65 歳以上人口割合の推移：1900～2050 年 単位：%

年次	日本	カナダ	アメリカ	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン	イギリス
1900	5.49	5.07	4.07	8.20	4.88	6.16	8.37	4.69
1910	5.25	4.66	4.30	8.36	5.04	6.50	8.44	5.22
1920	5.26	4.78	4.67	9.05	5.77	6.75	8.40	6.03
1930	4.75	5.56	5.41	9.35	7.36	...	9.20	7.40
1940	4.80	6.67	6.85	11.42	8.86	7.43	9.41	8.97
1950	4.94	7.76	8.26	11.38	9.72	8.09	10.25	10.83
1960	5.73	7.50	9.19	11.64	11.52	9.51	11.97	11.72
1970	7.07	7.90	9.84	12.86	13.69	11.07	13.67	13.03
1980	9.10	9.40	11.28	13.93	15.60	13.36	16.29	14.93
1990	12.05	11.27	12.49	14.03	14.89	14.94	17.78	15.70
2000	17.34	12.57	12.38	16.06	16.31	18.26	17.20	15.81
2010	23.03	14.11	13.06	16.79	20.38	20.35	18.24	16.59
2020	29.11	18.10	16.21	20.26	22.99	22.79	20.93	18.71
2030	31.60	22.95	19.91	23.10	28.03	26.44	22.63	21.11
2040	36.05	24.50	20.91	24.89	30.95	31.42	24.27	23.03
2050	38.81	24.93	21.22	24.93	30.86	32.70	24.58	23.62

出所：国立社会保障・人口問題研究所『人口の動向』（統計資料集 2012）、2012 年。

注：日本の数値は「出生中位死亡中位」による推計値である。

人類が経験したことのない世界最速のスピードで高齢社会となったのである。2013 年にはこの割合が 25%を超えた。つまり、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者によって占められる社会となってしまったのである。

なお、韓国ではこのスピードが 18 年だとされており、日本以上のスピードで高齢化が進んでいるようである。同じ OECD 加盟国として、今後、双方とも知恵を凝らし、経験を交流しあっていく必要があるだろう。また、13 億人という膨大な人口を抱える中国でも、今後急速に高齢化が進むと予想されている。2050 年には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者に

なると予想されている。現在 13 億人の人口であることを考えれば、たいへんな事態である。社会保障制度の整備が遅れると大きな社会問題を抱え込む可能性が高いからである。

表 4 主要先進国（G7 等）の 65 歳以上人口割合の倍化年数

国	65 歳以上人口割合到達年		所要年数（年） 7% → 14%
	7%	14%	
韓国	1999	2017	18
シンガポール	1999	2019	20
日本	1970	1994	24
中国	2000	2025	25
ドイツ	1932	1972	40
イギリス	1929	1975	46
イタリア	1927	1988	61
カナダ	1945	2010	65
アメリカ	1942	2014	72
スウェーデン	1887	1972	85
フランス	1864	1990	126

出所：国立社会保障・人口問題研究所『人口の動向』（統計資料集 2012）、2012 年。

### 1-3 小活

こうした問題群に対して、従来方式では解決がほぼ不可能である。というのは、男性稼ぎ主の完全雇用を前提として社会保障の仕組みが作られていたからである。正社員として完全雇用される人々の社会保険を基礎として、その上に生活保護などのセーフティネットが作られていた。しかし、非正規雇用の拡大によって低賃金労働者が増え、社会保険が崩壊する寸前にあり、他方では低成長下での国家財政の緊縮によってセーフティネットの維持が困難になっているからである。

つまり、20 世紀後半に広く見られた経済成長を前提とした福祉国家というありかたが壊れているのである。したがって、20 世紀後半型の社会経済システムでは社会を維持できない局面に立たされている。

## 2. 日本での社会的経済

残念ながら、日本においては、社会的経済に対する理解がほとんど広まっていない。民主党政権の下で、2009年に「新しい公共」という概念が取り入れられ、日本での社会的経済に対する取り組みが始まったが、政権の崩壊とともに、社会的経済に対する理解が急速に失われてしまった。

もちろん、伝統的な社会的経済組織が一定の勢力を持っていることは確かである。例えば、生協や農協である。ただし、世界的にも知られた日本の協同組合であるが、日本社会の中で協同組合への理解が深まっているかといえば、かなり怪しい。調査によれば、生協の協同組合としての認知度がきわめて低いという結果が出ている。社会的経済という言葉の認知度のみならず、その中核的存在でもある協同組合についての理解も実はかなり低いのが日本の現状である。

他方、社会的経済を構成する社会的企業に対する日本での理解は多様である。藤井はその理解にいくつかの流れがあると言っている（『NPO再構築への道』）。ひとつは経営学やシンクタンクの間にいる人々の考え方で、社会的企業を、企業の社会的貢献や社会的責任CSRという脈絡で受け止め、社会的起業家によりソーシャル・イノベーションが行われている企業とみる見方である。第二が、行政サイドの人々が捉える考え方である。社会的企業は「新しい公共」の担い手で、肥大化した行政でも担いきれなくなった公共サービスを公的資金の投入なしで肩代わりしてくれる便利な受け皿であり、さらには契約によって業務請負をする市場での事業体（ソーシャルビジネス）であるとの受け止め方である。

第三が、サードセクター、民主党政権がいていた「市民セクター」の側にある人々の受け止め方である。前二者とはまったく別の受け止め方をしており、その受け止め方も三様である。すなわち、①サードセクターの持続可能性を確保するために求められる商業化、②社会的に排除されてきた人々の雇用を通じた社会的包摂、③労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブの発展形態の三つである（なお、2013年の藤井たちの研究成果（『闘う社会的企業』）によれば、社会的排除への対応、協同組合のリニューアル、ネットワークと法制化の三点からの捉え直しが行われている）。

### 3. 日本の「小さな協同」

日本では、社会的経済に対する理解がほとんど進んでいないだけでなく、社会的企業に対する共通の理解もない状態である。だがしかし、ヨーロッパ等での経験と同じような事例を数多く確認することができる。つまり、ヨーロッパと同様に、伝統的な社会的経済組織の周辺に数多くの「小規模な経済単位のなかで互酬性・市場・再分配の間に持続的な連関を作り出そうとする」（ラヴィル『連帯経済』）試みを見出すことができるのである。ここでは、この小規模な経済単位を「小さな協同」と呼ぶことにするが、バブル崩壊後の格差社会の日本にも生きにくさ、暮らしにくさが広がってきており、それらを乗り越えようとする人々の試みが社会的連帯経済組織を通して地域の中で取り込まれている。



柳澤教授から日本の状況についてレクチャー

農協や生協の組合員（主として女性）による地域おこしや地域ケアづくりなどのさまざまな連帯の取組み、労働者協同組合（ワーカーズ・コープ、ワーカーズ・コレクティブ）での「協同労働」への挑戦、あるいは社会的排除に遭遇している人々による自発的な取組みなどがその代表的な例である。伝統的な社会的経済組織では満たすことのできない社会的需要に対して人々が連帯して対応しようとしているのであり、1970年代以降のヨーロッパにみられた集団的自助活動（連帯経済）と同じことが、バブル崩壊後の社会の劣化とともに日本でも起きているのである。

ごく最近の文献で確認できるだけでも、例えば、農協の内外で取り込まれている事例については、石田正昭『農協は地域に何ができるか』（農文協、2012年）や、松岡公明『現場からのJA運動』（家の光協会、2012年）、斉藤修・松岡公明『JAのフードシステム戦略』（農文協、2013年）などがあり、示唆に富む報告がなされている。あるいは、濱田武志『漁業と震災』（みすず書房、2013年）のように大震災で浮かび上がった漁協をめぐる動向についての考察にも教えられるところが多い。さらには、中川雄一郎・JC総研編

『協同組合は「未来の創造者」になれるか』（家の光協会、2014年）や、ワーカーズ・コレクティブ・ネットワーク・ジャパン『小さな企業で楽に生きる』（ほんの木、2014年）において検討の対象となっている組合員を中心とした「小さな協同」への取組みにみられるように、協同組合を共通の生みの親とした展開についても知ることができる。また、障がいを抱えた人々をサポートするための長い間の取組みについては、特定非営利活動法人共同連『日本発共生・協働の社会的企業』（現代書館、2012年）にみることができる。昨今話題の藻谷浩介・NHK広島取材班『里山資本主義』（角川書店、2013年）も、こうした文脈での人々の自発的な取組みと捉えることができる。

ワーカーズ・コレクティブやワーカーズ・コープに代表されるように、これらの事例はいわば自発的な起業である。これらの組織は、リピエッツがいうように（『サードセクター』）、社会的連帯経済を形成する「明示的なルール」としての3条件、すなわち、一人一票の運営原則、資産の非分配原則、営利性の制限を満たそうとしており、社会的（連帯）経済組織ということもできる。だがしかし、これらの数多くの多様な取組みを一覧できるような状態になっていないところに現在の日本の問題がある。したがって、こうした社会的（連帯）経済がどこでどのように実践されているかの一覧表をつくるマッピング作業が求められているのであり、さらにはそれらを横に結び全国的なネットワーク形成をはかっていくことが求められている。

#### 4. 対策

このように、今日、社会的（連帯）経済組織の奮闘を各地で発見できるものの、その試みを支える社会の仕組みや法制度がまったくの未整備状態にある。そのかぎりでは、日本は、OECD加盟国のなかにあっても、一人蚊帳の外の感が強い。とくに法制度の整備が追いついていない状態は政治と行政の怠慢、無知と言い換えても大過ない。

だが、すでにみたように、問題は山積している。急速な少子高齢化のみならず、非正規雇用の拡大に伴う貧困の深刻化や格差の拡大、セーフティネットの破綻などである。このような社会の劣化に対する立ち遅れから抜け出すために、当面考えられる方策は2つである。ひとつが、プラットフォームの構築である。2つめが、保護育成に向けた法律の制定である。

第1のプラットフォームとは何か。先に述べたように、草の根の「小さな協同」の取組みが全国各地に数多くあるが、これらの自発的な連帯組織を横につないでいくことが求められている。この点で、農協や生協などの伝統的な社会的経済組織が意識的に追求すべきは「つなぐ」ことにある。つないでいくうえでの共通の土台、それがプラットフォームである。農協や生協はプラットフォーム構築に必要な社会的資源（social capital）を有している。こうした「小規模な経済単位」をつなぎ、ネットワークを形成することによって、これらの「小さな協同」は、既存の社会的経済組織、とりわけ、民主主義の空洞化など、協同組合が陥っている「3つの危機」を克服するうえでの支えとなっていく可能性が高い。社会的協同組合法がイタリアで制定されるに至る過程での全国組織の果たした役割が、「小さな協同」を結んでいくための土台、プラットフォームであったことを想起すべきである。



約 30 名の学生が参加した

第2が、法律によって「小さな協同」を支えることである。元々「小さな協同」はやむに已まれず取り組まれることが多く、社会全体の支援がなければ持続させることもむずかしい領域での取り組みである。だから営利企業は参入しないのである。したがって、こうして取り組まれる「小さな協同」が負っている社会的コストを、自発的

だからといって、その「小さな協同」に負担させることにそもそも無理がある。その無理を無視ないし軽視しているのが現在の日本である。

こうしたなか、例えば、協同組合基本法の制定は「小さな協同」を立ち上げるための手法としてはきわめて有効である。むずかしい手続きもいらず、少人数で協同組合を立ち上げることができ、法人格が与えられるような法律を制定することである。2011年末に協同組合基本法が制定された韓国では、現在矢継ぎ早に協同組合が結成されている。わが国のNPO法制定後の経緯をみるまでもない。「小さな協同」が数多く生まれれば、それらが社会的（連帯）経済の援軍となり、日本政府が安易に農協解体論を持ち出すことなどできなくなる。このように、現在の日本においては、社会的企業育成法や協同組合基本法を制定するこ

とによって社会的（連帯）経済組織を保護育成しサードセクターを厚くしていく必要があり、その観点からの社会政策の発想の転換が求められている。

## 質疑応答

・日本と韓国の長所と短所は？

⇒韓国の長所は、法律を含めた社会の制度化のスピードが非常に速い。日本の短所は、依然として新自由主義的なものの考え方が主流である。自己責任、自立自助が日本の政策の基本的な考え方で、「協同」に対する政治の世界からの理解が欠けている。韓国の短所は、実態と法制度との間にズレが生じている、と言われている。その真偽は今後調べていきたい。

・農協について。日本における農協の位置付け、役割はどういうものか。なぜ自民党は農協をつぶそうとしているのか？また、日本の草の根の「小さな協同」のネットワーキングの中で、どのように農協の役割に期待できるか？

⇒日本の農協が持っているお金を、民間の銀行資本を介入させることにより縮小させようとする動きがある。農協のヘッドクォーターに、JA 中央会というものがある。これが政治的力をもっている。その政治的力を弱めるために、JA 中央会を解体する必要がある。司令塔の役割を奪い、任意団体にしようとするのが、現政権の考え。中央の司令塔を解体することにより、地域の農協をバラバラにする。その上で、農協のもっている信用事業を一般の銀行と同じかたちにする。すると市場競争になるから、民間の銀行資本が強くなる。そのようにして農協のお金を吸い上げることができる。日本とアメリカの銀行資本の考えていることはこういうこと。一方で、JA 全農という組織がある。この組織は、農作物の生産に必要な資材（農薬や肥料）を共同購入する。つくられた農作物が農協に集まる。このシステムを、協同組合原則に従って運営している。自民党はこの JA 全農を協同組合ではなく株式会社で運営させようとしている。その方が、効率がよく、利益も高くなるから、との考えである。株式会社にすることで、農家の所得を高めることが狙いであると謳っている。しかし本当は、農協の事業の中に自由に株式会社が参入できるようにすること。農家の収入を高めることを名目としながら、協同組合を無くそうとするのが本当の目的、と自身は考えている。協同組合に対する理解がほとんど無いことの結果だろう。農協解体について、世間からの反対の声があがっていない。つまり、日本社会の中で協同組合がきちんと認識されていないことの一つの現れ。日本協同組合学会としては反対の声を上げたが、一般の人にとっては農協の解体

に対する関心が低いのだと思う。市場競争の中に埋め込んでしまおう、というのが自民党の目的で、これはまさに新自由主義的な考えだ。

次の質問について。日本の農村では過疎化が進み、また、農業の後継者がいない、というのが深刻な問題。しかし、それぞれの地方では、農協がそれなりの役割を果たしている。例えば、銀行のない地域で農協が銀行の役割を果たしている。地域の高齢者ケアに取り組むために、農協の特に女性の組合員が組織をつくっている。また、地域の仕事づくりとして、農協組合員の高齢女性たちが、農業の六次産業化に取り組んでいる。地域で暮らす農協の組合員が、このようにいろいろな取り組みをしている。これらを、農協がとりまとめることができるのであれば、地域の取り組みのプラットフォームとしての役割を十分に果たすことができるのではないか。同じことは生協についても言える。生協の組合員が子育てのために保育園をつくったり、高齢者のための配食サービスをやったりと、自発的に活動をしている。代表的な例は、生活クラブがやっているワーカーズ・コレクティブ。生活クラブの組合員が自ら働く場をつくっている。それにより、様々な社会サービスを提供している。日本の生協全体でこういう取り組みができれば、大きな社会インフラをつくっていくことになるだろう。日本生協連が、こうしたことに理解を示して、様々な取り組みを結んでいくことができれば、いろいろなことができる。矛盾したものの言い方になるが、日本では、協同組合に対する認知度はそれほど高くは無いが、草の根の「協同」の取り組みはたくさんある。韓国が羨ましいとか、韓国に見習いたい、と言うのは、この点に関わっている。こうした取り組みを保護・育成するための社会制度をつくると、日本社会において「協同」の組織がもっといきいきと活動できるのではないかと考えている。

・なぜそういう法制度をつくらないのか？

⇒つくれない。理解がない。日本は新自由主義的なものの考え方が強い。1980年代初め、日本では行財政改革のための取り組みがあった。その目的は、欧州のように大きな政府をつくらないことだった。大きな政府をつくると、先進国病になってしまう。先進国病にならないために大きな政府をつくらない、言い換えれば、福祉国家をつくらない、と宣言した。これが、「日本型福祉社会」の考え方。「日本型福祉社会」では、自立自助が大前提。自立自助がうまくいかなかったら、地域コミュニティや会社がかバーする。自助・共助がまずある。そのどちらもうまくいかなかったら、国がやる、つまり公助をやる。欧州の考え方と真逆。そのために、国営企業の民営化がなされた。代表的なのは、国鉄。現在はJRという民営会社になっている。電電公社は民営化されNTTになった。もう一つ、日本には専売公社というものがあつた。タバコと塩を扱っていた。このうちタバコの部分は民営化され、JTになった。民営化に伴い、日本で最大の労働組合だった国鉄労組も解体された。それを契機とし

て、日本の労組は「おだやかな」ものに姿を変えていった。社会的に強い発言力をもつべき労働組合が、強い力をもてなくなった。先ほど話したような格差の拡大について、労組も声を挙げるべきであるが、発言力がなくなってしまった。このようにして、1980年代以降の日本社会では自立・自助を大前提とした新自由主義が政府に根強く残っているし、我々も知らず知らずのうちにどこかで毒されてしまっている。このように自身は考えている。日本は国民一人一人がバラバラにさせられてしまっている状態である。それに耐えられない人々が自身で「小さな協同」をつくっている。それがここ30年の歴史だったのではないか。

・石田梅岩など、昔からの企業倫理が日本にはあると、本で読んだ。新自由主義の中で、こうした企業倫理は今でも残っているか。何が変わったか。

⇒部分的には残っている。それが日本企業の良い点だと思う。例えば、M&A。アメリカの企業は株主主権が強い。株主は、投資をすることにより利益配当を多く得たいと考えている人が多い。多くの配当を出す経営者が、「良い経営者」。しかし経営にとってみれば、常に利益を出すのは難しいこと。利益を出して配当をしないとクビになってしまう。したがって、そうならないために利益の出ている会社を買収する。会社の売買が商売になってしまう。その結果、全く業種の違う混合体の企業ができてしまう（コングロマリッド）。従業員としては、いつか買収される企業で一生懸命働くモチベーションがなくなってしまう。

日本でもこうした状況が増えてきている。しかし会社は売り物ではない。そこで働く人々を大事にしたい、と思っている企業経営者もたくさんいる。とは言え、昔からの企業倫理がどこまで守られているか、ということについては、なかなか言いづらい。

⇒（小関）日本で企業の社会貢献や社会責任が言われるようになったのは1990年代以降、特に2000年代以降。時代の変遷によって、強調されたりされなかつたりするが、いずれにしてもここ20年くらいの話。こうした考え方は欧米から輸入されたもの。たしかに、石田梅岩や江戸時代の大阪の商人が地域に貢献したといったエピソードなどもよくあるが、（日本でCSRという）、主にアメリカのものを指している。

・日本の社会問題は、現在の問題であり、青年の問題。今までつくってきた日本の経済社会というのは、昔のことであり、さらに高齢化していく。これから日本の若者にとって、社会的経済が未来として採用できるような何かがあるのだろうか。

⇒ソウルへ来て印象的なのは、女性と若者が元気なこと。日本も女性は元気だが、若者は未来が見えなくなっている。なぜか。良い学校へ入って、良い会社に入って成功する、というのが特に男性のモデルだった。グローバル化の中で、企業もスリム化を目指し、正社員の数が少なくなっている。これまでは入社から定年まで勤め続ける「終身雇用」がモデ

ルだった。これが壊れてしまい、若者たちは自分の生きる柱をどこにつくるか、見えなくなってしまう。そのため、「終身雇用」と年功制賃金に代わるシステムをつくらなければならない。連帯し、協同することの良さを、少しでも若者が経験することができれば、将来も見えるようになるか。特に大学生くらいまでの間に、若者がそうした経験ができると良い。

去年から、小規模ではあるが明治大学や立教大学を中心にして、協同組合でのインターンシップ・プログラムをやり始めた。今後こうした取り組みを広げていきたい。

日本の生協は、規模は大きいですが、スーパーマーケット等との競争も激しく、どれだけ持続可能か疑問。スーパーマーケットとの差別化が必要。かつては、「安全・安心な食べ物」が一つの差別化になっていた。しかしスーパーマーケットでも、こうした安全・安心な食べ物を供給するのが普通になっている。すると、経営能力の低い生協は、厳しい局面に立たされる。かつての「班」といった取り組みもできなくなっている。しかし、組合員が自ら「参加」し、自分たちの協同組合を自覚できる仕組みをつくることで、新たな差別化ができると考える。

1970~1980年代の成長モデルが、今ではもはやモデルにならない。それに代わるモデルをつくらなければならない。色々な評価があると思うが、韓国ではiCOOPが成長していると聞いている。なぜ成長できたのか、そうした話も聞いてみたい。

## キム・ジョングル先生のコメント

### 「韓国人として日本の社会的経済に対して感じたこと」

日本の協同組合を見学するたびに感じるのは、私たちもこの程度はしなければならないという義務感だ。協同組合の根幹が人的結合とするならば、それは文化的・社会的・制度的特徴を反映している。そして全世界で韓国と日本は最も類似した特性を共有する。もちろん今の格差はあまりにも大きい。日本生協組合員は2665万人へと、欧州18カ国の組合員の97%に達する。昨年の売上高は3兆3452億円で韓国の4大生協の60倍を超える。労働者協同組合の組合員数も6万8000人で、フランスの2倍近くになる。日常生活の中にこのような組合員を確保している日本がどのように発展してきたのだろうか。

発見される特徴の一つは彼らのビジョンの設定過程である。日本生活協同組合連合会の「生協の21世紀理念」、「日本の生協の2020ビジョン」は単なる宣言文の作成ではない。組合の方向性に関する長い討論の過程であり、構成員たちがみずからの内面化させていく過程だった。彼らによって一つ一つ論争をする過程が組織化の過程であり、内面化の過

程である。そのような内面化と組織化を続けてきたということだ。非効率的かも知れないが、構成員すべてに組織のアイデンティティを内面化させる重要な過程であることに間違いない。

第二は、組合員の教育に力を注ぐという点だ。医療生協連合会(組合員 270 万人)では毎年 80 程度の通信教育の課程が実施される。

第三は、徹底的に地域社会の問題の解決に集中するという点だ。東京と神奈川地域を中心に活動する生活クラブ生協の場合、生協を作って雇用創出のための労働者協同組合を設立する。以降、地域の介護・育児などの福祉問題解決に向け、福祉生協が作られて再びこれを運営するための様々な労働者協同組合が創設される。エコ消費、福祉事業、雇用創出が地域単位で相互に連携され、協同組合同士の協同の同心円を拡大させていったのである。

日本は、一つ一つを内面化させる過程が長く存在し、組合員数は多くて、教育に力を入れて、そのすべてのものが地域社会の中で草の根に問題の解決に行っている形態だが、政治的に力が弱くて、法制度化されていない状態が日本である。

韓国は法や制度は作っているが、組合員の内面化や教育、地域社会の中での連携が弱い。

協同組合に対する政府の支援がほとんどない日本から学ばなければならないのは、彼ら自らこうした運動の実体を作ってきたという点だ。それが世界的な規模に達し、地域社会の問題解決に役を与えてきたということだ。そしてまさにそのためにベンチマーキングの対象として十分に価値がある。

## 参加者

ロッテ、公正貿易会社、マイクロクレジット、漢陽大学国際学部 4 年生、区の社会的経済担当、クラウドファンディングの会社社長、LG (CSR 担当者等)、社会的起業家、漢陽大学大学院国際学研究科、SK、社会的企業に投資する投資会社、国際日本学科、貧困地域の福祉センター、ソウル市庁の社会的経済担当者、郡の中間支援団体スタッフ、ソウル北部の信用組合の専務理事、社会的企業振興院、明知大学学生 etc.

## 5. 聖公会大学校・張承権教授

2015年9月18日(金) 10:00-12:00

聖公会大学校 (Songkonghoe University) ミレニアム・ビルディング 会議室にて

▶ 大学院協同組合経営学科教授 チャン・ソンクォン(장승권/張承権/Jang, Seung-Kwon)氏

### 1. 訪問の趣旨

柳澤：今の日本は韓国と同じようにいろいろな社会問題を抱えている。特に私どもの関心は貧困と高齢化にある。これまでの20世紀型のシステムでは解決できない。したがって社会的経済が非常に重要な役割を果たすだろう。日本にも社会的経済組織がたくさんあるが、それらはうまく横に連携が取れていない。

韓国と比較調査する基本的な目的は、韓国では法律の制定をはじめとして社会制度の整備がかなり進んでいる。しかし実態的には必ずしも連帯がうまくいっているとは言えないという話を聞いている。逆に日本では横に連携するような社会制度の整備がうまく進んでいない。日本の経験と韓国の経験を組み合わせるとうまいシステムができるのではないかと期待している。日本と韓国の比較調査研究をその観点からしたいと考えている。

今日ここに来ている小関をはじめ数名の研究者と共同研究をはじめ、これから4年間共同研究をしようと思っている。幸いなことに金額は大きくないが日本政府から研究費の補助をもらっている。比較研究をしたいが我々は韓国の状況について基本的な知識を持っていない。そのために韓国に来て先生方からレクチャーを受けるのが今回の訪問の目的だ。今後韓国の先生方と連携を取りながら一緒に研究できると嬉しいと思っている。これが今回の訪問の一つの目的である。

もう一つは聖公会大学と研究協定を結んだが、今後どう具体的に進めていくかを相談したいと思っている。これが今回の訪問の基本的な二つの目的である。

チャン：お会いできたことを嬉しく思う。また、(柳澤先生の)ご発言については引き続き応じていきたい。二つ目に、我々の二つの大学では既に協定の締結が済んでおり、本校の教授陣、学長および副学長もあなたがたとともに働くことを望んでいる。学生同士の交流など、いかなる領域においても。そのため、昼食時にそのことを相談したい。もっとも、より専門的なことも話さなければならない。例えば、学生や私自身が明治大学を訪ねるとか、反対に明治大学の大学生や大学院生が私の学部を訪ね、協働することも可能である。社会的企

業や協同組合に関しては、私や同僚が多くのプロジェクトを担っており、明治大学の関係者も直接参加することが可能である。

共同研究のテーマは社会的企業や社会的経済に関する日韓アジアの比較ということになる。

皆さんが2日前に韓国に来たと聞いたが、他の方からもいろいろな話を聞いたと思うので、それを参考にしてもっと詳しい話をしたい。

小関：これまでの訪問の概要を説明（省略）

チャン：協同組合経営学科を紹介する。この学科は2010年に設立され、6年経った。2009年にiCOOPが、協同組合の経営者に対する教育に焦点を当てた学科の設立にむけてともに取り組むことに合意した。主に修士課程・博士課程の学生に対し、マーケティングや財務管理、サプライチェーン・マネジメントなど経営全般を教育している。経済学や政治学に係るコースもあるが、マネジメントに焦点を当てている。博士課程の院生8名、修士課程の院生約20名が我々の研究学科に所属している。そのうち博士課程の院生1-2名は生協の専従職員である。役員もいる。また修士課程の院生の中には、信用組合、生協や協同組合経営について研究している者が2-3名いる。教員は、専任5名の他に3-4名の非常勤（Research Professorなど）がいる。

自分自身の仕事について。自身の研究、研究プロジェクト、コンサルティングをやっている。自身の仕事についてこれから説明する理由は、韓国協同組合の発展を理解するのに役立つだろう、と考えるからだ。特に中間支援組織と協働することもある。

## 2. 協同組合の法制度と地方自治体の支援策

チャン：社会的経済組織には、社会的企業、協同組合、マウル企業、自活企業があるが、それらの中でも今日は社会的協同組合と一般協同組合に焦点を当てて説明する。韓国の社会的協同組合の発展を理解するのに役に立つだろう。

協同組合に関しては、協同組合基本法と個別の協同組合法、全部で9の法律がある。その中で2012年の協同組合基本法が最新の法律だ。

社会的協同組合については、社会的企業振興院が大きな役割をしている。社会的企業振興院は雇用労働部の下にある。雇用労働部は、社会的企業振興院を通じ、協同組合基本法に基づき、社会的協同組合を直接、財政面で支援する。他方、企画財政部はお金ではなく政策面で協同組合を支援している。

一般協同組合の中で中小規模の事業者協同組合は、中小企業庁から直接支援を受ける。

社会的経済組織は中央政府の別の部署でそれぞれ管理されている（例えば自活企業は保健福祉部、マウル企業は安全行政部など）。これに対して、地方自治体は（多様な社会的経済組織を）一緒に管理している。その代表例がソウル市社会的経済支援センターである。

ソウル市の場合、社会的経済支援センターが社会的企業、マウル企業、自活企業の全てを管理している。中央政府と地方政府とで（支援体制に）差がある。その理由は地方政府が社会的経済組織と総称しているためだ。

社会的企業は人件費を直接支給されているのに対し、協同組合は直接お金を渡す直接支援ではなく、教育やコンサルティング、公共購買などで間接支援をしている。代表的な間接支援は教育、コンサルティング、公共購買、ネットワーキングである。

社会的経済組織ではないがソウル市にはソウル市地域協議会という連盟組織がある。韓国には協同組合の連盟組織がない。生活協同組合にも総連盟がない。現在、登録された7000の協同組合の協議会はあるが、連合会までではない。ソウル市は地域協議会に対しても支援している。

### 3. 聖公会大学の教育・コンサルティング事業

これから教育やコンサルティング、購買に関して、自身の携わっている仕事を中心に説明する。

教育について：本学は、社会的経済組織のためにAMP (Advanced Management Program)を今年1月に発足させた。現在2年目。AMPの教員や学生は昨年日本を訪問した。これは協同組合の経営者50名（昨年は70名）を対象として6-7か月間訓練するプログラムで、学位を付与しないものである。また昨年、ソウル市に近いナンヤンジュ市という小規模の自治体と連携して、教育プログラムを始めた。他のソウル周辺の自治体でもAMPのような教育プログラムを提供しようとしている。



チャン・ソンクオン教授

コンサルティングについて：博士課程の学生とチームを組んで、協同組合や社会的企業に対して、運営面のコンサルティングを提供している。たとえば Happy Bridge (HB) という労働者協同組合と我が学部の連携により、HBの従業員や組合員に訓練プログラムを提供している。

公共購買に関して：協同組合は商品の生産というよりもサービスの提供だが、公共購買にはサービス調達部門もあるの

で、サービスの公共購買に関する調査報告書をまとめた。ソウル市当局は公共購買に関する調査をセンターに委託した。我々は地方自治体に、目に見えないサービスを提供することを考えている。

私は Coopy 協同組合の理事長を務めている。Coopy は、協同組合基本法の制定と時を同じく設立した。Coopy の組合員は教授・講師と学生（大学院生と学部生を含む）で現在 56 名いる。聖公会大学はソウル市九老区にあるので、Coopy は九老区協同組合協議会に加盟している。なお、ソウル市 25 区の全てに協同組合協議会が設立されているわけではない。

最近、九老区では社会的企業、マウル企業、協同組合、自活企業などが一緒に社会的協同組合を設立した。自身はこの社会的協同組合の監査を務めている。

柳澤：Coopy の設立目的は何か。

チャン：地域協同組合の経営者の訓練と調査研究である。Coopy の名義で、自身は、社会的企業と協同組合に関する 3 つの研究活動・コンサルティングをやっている。大学内に設立したので、大学の教授・学生とメンバーがほぼ重なっているが、学外の実践家と協働することを目的に協同組合を設立した。Coopy は現時点ではプロパーの正規従業員を雇用しておらず、いわば仮想のコンサルタント組織のような存在である。

一つの典型例を挙げると、ソウル市当局がフェアトレードに関する調査を行う際に、Coopy が調査事業を受託し、自身が指導者となり、指導下の学生が実際の調査を行うというものである。

Coopy は営利の一般協同組合として登記されている。

柳澤：iCOOP 研究所と Coopy が協働することはあるのか。

チャン：聖公会大学の協同組合経営研究学科は、2010 年に iCOOP の支援によって発足し、iCOOP との強い関係を持っている。しかし、Coopy とは特別の関係はない。場合によっては協働することもある。

### 3. 聖公会大学の国際協同組合開発への支援

チャン：韓国政府は、海外援助事業（KOICA；日本の JICA にあたる）に協同組合開発を含めたいと考えている。韓国政府から要請があり、自身は KOICA とともに、途上国での協同組合開発に取り組んでいるところである。現地での協同組合の開発のために資金提供を継続的に行っている。ガーナ共和国では 1970 年代に協同組合が導入されたが、教育が弱いので、資金と支援を投入する必要がある。KOICA はこうした事業を担当している。自身は来

週、西アフリカのガーナ共和国に赴き、本学や地域開発財団の支援によりフィージビリティ・スタディを行い、資金や設備を提供する。国際的な経済開発では協同組合というテーマが登場しつつある段階である。

社会的経済の分野では、協同組合はブームになっている。伝統的に国際開発は医療や教育に携わってきた。民間セクターの開発に密接に関わっているが、その点で協同組合は良きパートナーである。協同組合の開発は学術的にも実践の分野でも大きなテーマとなっている。我々もこうした潮流を踏まえ、KOICA と協働するとともに、国際開発とフェアトレードの研究を行っている。

柳澤：韓国以外の国の人々とも共同研究しているのか。

チャン：韓国人とだけ一緒に研究している。国際援助スタッフが協同組合の理論やツール、アプローチを学びたがっているので、協同組合に関する訓練を行うことを Coopy は KOICA に提案した。その結果、私と同僚が計 2 回訓練を実施した。

#### 4. 研究協定について

チャン：2015 年 6 月に、聖公会大学と明治大学のトップが署名し、協定の締結が済んだ。明治大学の皆さんとともに仕事ができることを喜んでいる。研究やトレーニング、教育についてどのように協働を進めるかを決める時だ。

最も簡単なのは、学生の交流や教員の交流だと思う。1 年間だけの話ではなく、長期休暇を利用して 3~4 人の学生や教員が参加する。大学院生は比較研究に関心を持っている。

比較研究については Anthony Jensen とともに、アジア太平洋地域の生協や農協、労働者協同組合、信用組合の歴史と現状について研究を進めているところである。自身も、韓国の農協と生協のことでプロジェクトに関与している。そのプロジェクトは、Anthony 氏と、フィリピン人研究者によって牽引されている。日本からは法政大学の栗本氏も関与している。比較研究の複数国での比較研究について、あのプロジェクトは一つの良いモデルだと思う。もしあなたがたが望むなら、これに参加してはどうか。今年 1 月にはタイ・バンコクで今年 1 回目のワークショップが開かれた。2 回目は 11 月にインド・ウネで開かれる予定である。自身の学生がインドの大会で報告をする予定であるこれらの大会は、ICAAP: International Cooperative Alliance-Asia Pacific に関係している。

日本の特に生協と農協の経験は、韓国の協同組合にとって一つのモデルになるであろう。とりわけ生協については、JCCU（日本生協連）との交流もあり、実践・理論ともに学んでいる。

以上のことが、明治大学・聖公会大学間の一つの協働の形として考えられる。もしより大きなプロジェクトを望むのだとすれば、十分な資金があるわけではないが、(上記のような)プロジェクトに参加するのも良いのでは。

柳澤：資金確保に努めたい。

チャン：我々は先日も研究費を使ってイギリスに渡り、2名の大学院生とともに各都市をめぐって調査を行ってきた。明治大学側に資金を提供するほどの余裕はないが、我々の側では自らの研究費を確保しているので心配ない。

もう一つは教育訓練である。サマースクールは学生にとって良い機会である。イタリア・ボローニャで開催されるサマースクールがある。自身の学生も2年前に参加していた。自身はいつも、このように参集しアイデアを共有しようとする欧州のアプローチを尊敬している。日韓中などで、ファンドを獲得し、大学院生のためのサマースクールをやっている。日本・中国・韓国・ベトナム等から2-3名など全部で10-12名の学生がソウルか東京に集まり、2-3泊してワークショップ等を開催し、それぞれの研究や知識を共有するのだ。こうしたサマースクールは、登場したばかりの若手研究者にとってお互いに利益になる。

我々は明治大学とこのような協働ができればたいへん喜ばしいと思っている。

チャン：第三に、たとえば10日間ほど韓国に滞在して特別ゼミを開催するというのもできる。あるいは、社会的企業に関して、自身と一緒に仕事しても良い。協働の機会は多い。

柳澤：日本には社会的企業研究会(会長・立教大学藤井氏)があるので、そういった組織と話しながら、急ぐわけではないが、韓国と協働できれば良いと考えている。

チャン：以前、15年前に、日本の大学教授らと比較研究等の共同研究をしたこともある。これから日本の学者と協働するための準備もできているし、前向きに考えている。あなたがたの経験は私のものと異なるが、共有すべき共通の話題もあるだろう。自身は、協同組合の経営に関心をもっている。自身は英国のマネジメントスクールでPhDを取得した。そのため自身を経営学者と認識している。あなたがたの中には経営学だけでなく政治経済学の研究者もいるため、互いに学び合えると思う。

---

<sup>1</sup> おそらく EURICSE: European Research Institute on Cooperative and Social Enterprise がやっているサマースクールのこと。 <http://jeodonline.eu/en/node/1895>

今学期、自身はサバティカルのため今学期は講義がない。そのため、今年あるいは来年に、自身が明治大学を訪問するなどのことも可能である。2-3日だけでも良い。色々な話をして、共同プロジェクトを開始する心の準備をできると思う。

同僚の李教授が既に日本を訪問したが、彼は、それはとても有益なものだったと話していた。日本の協同組合運動はボトムアップ型で意思決定するのに対し、韓国の社会的企業等はトップダウンである。

自身は、韓国の協同組合に関して悲観的である。多くの小規模な協同組合が出現してはいるが、組織の生存率が極めて低いからである。研究者は、こうしたブームについては、ポジティブなことだけではなく、課題についてよく観察し、注意深くあるべきであるといつも学生に話している。

柳澤先生は高齢社会にご関心があると聞いた。例えば、韓国老人人力開発院という公的機関があり、保健福祉部の監督下にある。この開発院は「高齢者親和企業」を支援する。高齢者親和企業とは、老人福祉法を基盤として整備された組織で、高齢者の仕事場づくり事業などを行う。社会的企業振興院が事業を委託している。このほか障害者雇用促進機構もあり、同様に障害者のための機関もある。

これについて事例を紹介する。社会的企業の中には高齢者雇用の部分もあれば、連携する他の機関もある。総合福祉館だ。

福祉館は、建物は政府が建設し、民間に運営を委託してサービスを提供する。公設民営のコミュニティセンターで国家から委託される。運営費はソウル市など自治体や、NPO などからもらう。総合福祉館の対象は老人、障害者、成年などいろいろを含めている。

総合福祉館から老人に対して仕事場を提供している。仕事は社会的企業からもらう。たとえば宅配の仕事。社会的企業と連携して、宅配を老人に任せる。自身はそのコンサルティングを行っている。光州の老人福祉館は一つの典型的な例であるが、他にも見られる取り組みである。



ヒアリングの様子

